

平成 25 年 3 月 11 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 25 年 3 月 11 日(月) 午前 9 時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	門 瀧雄	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	志村 忠昭
11 番	尾崎 忠義	12 番	渡邊美喜子
13 番	庄野 克宏	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消 防 長	高島 忠実
上下水道課長	矢野 孝雄
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 09 時 00 分

議長（門 瀧雄）

皆さんおはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、まことにありがとうございます。

ただ今の出席議員は 14 名であります。

よって地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、3 番金井浩三君、13 番庄野克宏君を指名いたします。

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

7 番、小川保君。

議員（小川 保）

おはようございます。7 番小川保でございます。

本日は、大枠で 2 点についてご質問申し上げます。

まず 1 点目は、さらなる行財政改革の推進について伺いたいします。

去る 2 月 8 日の地元新聞の記事に、町内の造船会社さんが多度津から撤退をすると、また撤退時期は 2014 年 1 月以降からというふうな内容でございます。もちろん、工場閉鎖のほか他社への売却の可能性も探っておるようでございますが、いずれにしろ大変な事でございます。

造船業界は今期に入りましてですね、今世紀に入って高水準の受注を続けておりましたが、そんな中で忙しく立ち働いておった状況です。しかし、為替の円高基調の中、国際競争力が非常に落ち込んできたのと、また、中国や韓国の企業の競争も力が付いてきたという事で、非常に苦戦を致しておりました。この業界でよく言われておりましたが、2014 年問題という事でですね、今年度については一応の受注は確保はしておるけれども、来年から以降はどうなるかという色んな問題でございます。そんな中で、町内の造船会社さんは撤退をする、集約をするという判断をいたしました。これは経営判断としてぎりぎりの選択でないかなというふうに感じております。つまり企業は斯くも厳しい状況での経営に臨んでおるという事でございます。また、従業員の皆さん方の心中を慮れば、いかばかりかと言葉もございません。

仮に、工場用地や設備関係が他社に売却が成立したとしても、おそらく町の税収や住民の雇用に大きな影響を与えることでしょう。逆に売却が成立せず、工場閉鎖となれば、町財政もしかり、多方面に計り知れない影響があることは明

らかであります。

町長のマニフェストの中に、さらなる行財政改革の推進という項目がありました。このマニフェストを作成した時には、このニュースは想像さえもしなかったのではないのでしょうか。そこで質問です。

1 つ目、まず造船会社さんの撤退の報らせを受けて、町長はどのような感想を持ち、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

2 つ目は、造船会社さんの撤退は、税収や雇用において本町にどのような影響を与えるのでしょうか。

3 つ目、さらなる行財政改革の推進について、どのように進めていくおつもりなのかお伺いいたします。

また 4 つ目には、この事柄を踏まえて 25 年度の予算の中で、さらなる行財政改革を推進する町長の思いは、どんな所に力点をおかれたのか。

この件については 4 点お伺いいたします。

次に 2 点目でございますが、町有財産の有効活用ならびに新たな財源の確保についてお伺いいたします。

12 月議会でも町有財産の有効活用等について質問申し上げましたが、その折は時間の関係上で少し消化不良で終わってしまいましたので、ここで改めて質問いたします。

町有財産と申し上げても色々ございますが、主に町内各所に在る遊休の土地、不動産に関係してお話しさせていただきます。

取得時の評価額をベースにおいて、現在の市場価格との乖離がある事を惜しんでは結局、活用出来ません。今、日本の土地価格をバブル時代のレベルに期待しても詮無い事でございます。勿論、遊休であると感じて頂かなければ始まりませんけれども、それから不動産の賃貸や売却などを積極的に進め、かつ帳簿上の評価損を明らかにして、むしろ、キャッシュフローの改善をしなければならぬ、こういう時期だろうと思っております。本町の公共施設の耐震改修状況は、県内市町の中で最悪の数値となっております。今から公共施設の耐震化など、たくさんの事業がございます。今必要なのはキャッシュフローの感覚ではないかと思えます。

ここで質問でございます。

一つ、これらを踏まえて遊休不動産の有効活用につき、どのようにお考えなのか。町長にお伺いいたします。

また、新たな財源の確保についても積極的に進めていかれるというお考えでしょうが、先だってお話しがありました、メガソーラーの誘致の他に考えている事があれば、お願いしたいと思えます。

以上、大枠 2 点についてお伺いいたします。ありがとうございます。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問に、順次お答えしてまいります。

まず1点目ですが、以前、造船会社が多度津から撤退するかもしれないという噂を耳にして、その多度津工場の役員さんにお尋ねしたことがございますが、その時は、撤退は無いから心配しなくていいと言うことでございました。少し安心していただけた矢先の事でしたから驚きました。浜田県知事にも相談をいたしましたところ、その某造船会社の会長と懇意だからというので、東京まで陳情に同行していただきました。しかし、工場の撤退を翻意するようなことはありませんでした。今後は売却交渉の進捗を見守るしかないと思っております。

この影響で大幅な税収減が予想されますので、更なる行政改革の必要性を感じております。歳出削減のため事務事業の見直しや機構改革を徹底し、全職員が一丸となって取り組むため、職員提案制度と人事考課制度の整備を早急に取り組んでまいります。

困難な財政運営を乗り切るためには、歳入を増やす事が必須であり、新たな財源を生み出すため、町有未利用地の売却や貸与など、あらゆる活用方法を模索してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げて、その他のご質問に対しましては、各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

小川議員の、さらなる行財政改革の推進についての2点目、造船会社の撤退における、税収や雇用における本町への影響についてのご質問にお答えいたします。

今回の造船会社の撤退につきまして、町税、雇用のほか、上下水道料金、普通交付税に関するものに影響が考えられます。

まず町税への影響といたしましては、仮に平成26年に撤退したとした場合、町税への影響は、平成27年度以降となり、その主要なものとして町民法人税、個人住民税、固定資産税の償却資産が考えられ、その影響額は1億円を超える額になると思われます。

また、雇用につきましても100人を超える規模の影響があり、上下水道料金についても数千万円の減収になると想定しております。一次、二次協力会社を含めると、より大きな影響になってくるものと思われます。

ただし、他社への売却について現在交渉中ということもあり、現時点でその影響について言及することは非常に難しいと思われます。

次に、普通交付税への影響についてでございますが、普通交付税の算出方法は、各自治体が、標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定

される、一般財源の額である基準財政需要額から、標準的な状態で徴収しうる
税収である基準財政収入額を差し引き算出されます。

基準財政需要額は、各行政項目別にそれぞれ設けられた測定単位の数値に必要な補正を加え、これに測定単位ごとに定められた単位費用を乗じた額を合算することによって算出されますが、測定単位、補正係数、単位費用は国が定めるものであり、毎年変動があるため予測が困難であります。

また、基準財政収入額は、関係官庁等の調査した課税客体の数量や前年度の課税実績を基礎とし算出され、これも税収の増減により額が変動いたします。

この様な方法で算出される普通交付税ですので、正確な影響額は予測困難ではありますが、当該造船会社が平成 26 年末に撤退すると仮定しますと、平成 27 年度の普通交付税の算出において、基準財政収入額が、前年度の課税実績を算出基礎数値とするため、現実の収入額との乖離が発生し、当該年度の税収に対する本来交付されるべき普通交付税額よりも減少すると考えられます。

ただし、この乖離のあった額については、当該年度における減収補てん債の発行の他、後年度における基準財政収入額の精算措置により是正されることとなっております。

いずれにいたしましても、大幅に収入が減少した場合は、年度間の不均衡調整のための基金である財政調整基金の取崩しも視野に入れつつ、財政運営を図っていかなければならないと考えております。

この度の撤退による影響については、不透明なものがあり、今後は状況を十分注視しながら対応してまいります。

本町の財政状況は改善されているものの、多度津中学校改築、消防庁舎移転建設等、多額な公共投資を控えていることを考慮し、これまで以上に歳入の確保を図るとともに、事業の必要性や緊急性を見極め、真に町民皆様のサービス向上に資する経費への財源の重点化を図ることで、健全財政を維持してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、小川議員の 2 点目のうち、遊休不動産の有効活用についてのご質問にお答えします。

昨年 12 月定例議会の質問にもお答えしましたが、現在、売却可能と思われる町有地ですが、9 箇所で面積は合計 3,109.65 m²ございます。また、土地開発公社の所有地は、3 箇所で 39,362 m²、土地開発基金の所有地で、桜川 1 丁目、旧岡庄跡地ですが、面積は 3,461.49 m²ございます。

現在、それらの土地について、貸付しているのは土地開発公社所有地では、シルバー人材センターの剪定枝用地として 635 m²、年間貸付金額 217,093 円、土地開発基金所有地では 273.65 m²、年間貸付金額 363,106 円でございます。遊休地について有効活用をしていかなければならないのは十分承知をしております。

ますが、貸付及び売却にあたっては、多度津町公有財産管理規則に則り、それぞれ金額が定められるもので、貸付にあつては第 30 条で貸付料は、固定資産評価額の 100 分の 6、売却にあつては第 40 条で売払価格は、適正な時価によらなければならないと定められ、第 2 項において適正な時価とは、固定資産税評価額及び不動産鑑定士、銀行等の鑑定結果を勘案して客観的に算定するとされています。その後、副町長を会長とした、公有財産管理審査会を開催し決定する手順となっております。

また、土地開発公社所有地については、売却にあたっては町の普通財産に変更しなければなりません。その買戻しには、簿価での価格での買い戻しとなり、億単位の一般財源が必要となりますので、処分にあたっては、町政全体の影響について検討しなければならないと考えております。

決定した金額で公募をしても応募がないから、金額を下げて売却をしてはとのご意見もございしますが、町の所有といえども、町民の財産でありますので、安易に低価格での売却はできないものと考えております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のことは、大きな課題として認識しております。今後は、あらゆる方法を研究していかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

小川議員のさらなる行財政改革の推進についてと、メガソーラーの誘致の他に新たな財源の確保についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

先ず、さらなる行財政改革の推進についてどのように進めていくのかでございしますが、平成 26 年 3 月にお示しすることになっております第 2 次行政改革大綱及び集中改革プランの叩き台を、現在、政策企画課において作成中でございます。

この第 2 次行政改革大綱では、持続可能な財政構造の確立、行政の事務事業の再構築、時代に対応できる人や組織の育成、町民と行政の協働の 4 点を重点項目としまして、行財政の改善、改良に取り組むことにしております。

また、その大綱を基に、実施計画としての集中改革プランを作成し、よりきめ細かい改革を推進して行きたいと考えております。

現在の予定では、4 月からの事務改善委員会において各課からの意見聴取や調整を図りながら、9 月には素案として議員皆様方にお示しできるよう取り組んで参りたいと考えております。

また、最終的には、平成 28 年度に公表いたします第 6 次多度津町総合計画に反映させ、その中で、様々な数値目標として掲げ、その進捗状況がよりわかり易いものになるようにしたいとも考えております。

次に、メガソーラーの誘致の他に新たな財源確保を考えているのかでございますが、敢えて申せば、簡単なことではございません。

多度津山の開発地は水道や下水道などのインフラが脆弱で、工場などの誘致には向きません。物流センターのような施設が来てくれれば良いのですが、思うようにはならないのが現実です。

しかしながら、鉄道や港があり、埋立地には浜街道が通り、高速道路のインターまで約 10 分という好立地の本町は、その潜在能力は非常に高いものがあると考えております。

また、住みやすく、穏やかな気候なども、本町のアピールポイントの一つであろうと思います。

以上のような、本町の魅力を全国に発信することにより、新たな財源となり得る施策を、貪欲に探って行きたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、小川議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（小川 保）

ご丁寧なご回答ありがとうございます。

優秀な職員の皆様方が、日頃練りに練った政策、施策をされておるという事は、今のお話しの中でも少し解釈する事ができます。私が質問申し上げましたのは、もちろん、そういう事も含めてでございますけれども、人事考課それから提案制度等ですね、すでに若干の部分があるかと思えます。

それを、詳細にチェックしながら再度構築し直していくというお考えであろうと想像致しておりますが、この件については、やはりスピードが大事です。すでにやっておかないといかないという事が、未だやっておられてないという事でございますので、25 年度中には是非完成していただいて、25 年度末からは、この 1 年を踏まえた結果が出るというふうに、是非お願いしたいと思えます。それから、質問でございますが、私が質問をいたしました、行財政改革を推進する町長の思いは、今度の 25 年度予算には、どういうところに力点があったのかという事が、少しお答え頂いておりますので、この件について再度お願いしたいと思えます。

例えばですね、町の業務、こういったものを執行していく上においては、当然これらに関わる経費として、水道代だとか電気代だとか、色んな事がございます。こういった内容も我々としてもやるんだと、例えば前年度比 10%はカットしていくんだという、こういう強い思い、そして具体的にそれを実行するには、どんな項目を挙げてやっていくのかといった、こういった活動ですね、こうい

ったことが少しお聞かせ願えればなというふうに思っております。

以上について、再質問いたします。お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の再質問について、お答えしてまいります。

まず、人事考課制度と職員提案制度につきましては、今年というのか今ですね、亀井副町長を中心として、今年じゃなくて平成 25 年に完了していただく、平成 25 年度中に案をまとめていただいて、26 年度からの実施に向けております。それは、色々と職員提案制度、今先ほど小川議員もおっしゃいましたけども、もうすでにこの制度は何年も前から、私ども町の中でありますけれど、なかなか活用が出来ていなかった事でありまして、やはり、職員の皆さんのモチベーションを高めるため、そのためには、どうしても職員提案制度による職員の素晴らしい提案に対しては、報償まで付けていきたいな、そして、職員のやる気をもっともっと高めていく、そのためには人事考課制度が大変大事であるなど感じております。

そういう事で今年、平成 25 年度中にですね完了したいと思っております。

それから、今大変財政難であります。そして、造船会社の撤退という事が、今日の前に大きな難問としてあるわけですが、その為の町の職員の皆様方の、どのように行革の中で反映していくのかという事につきましては、今もすでに昼間の電気料金ですね節約とか、水道とかそういう様々なところでは、もうこれ以上できないのではないかな、というくらいの節約はしております。さらに職員の皆さんには、その事を徹底してまいろうと思っておりますが、それと、新たな財源を生み出すという事、先ほど申し上げましたけれども、これはなかなか難しいところがありますので、この今具体的な計画としては、まだお示しする事が出来ませんが、今そのような方向で進んでいる事だけは、お伝えをしておきたいと思っております。

以上で、答弁させていただきます。

総務課長（石原 光弘）

小川議員の再質問の中でですね、需用費関係の電気代、水道代、そのあたりのカットがどう考えるのか、或いは予算の中でというご質問でございます。需用費につきましては、動いているもので、なかなか当初予算からカットという事が難しい事が現実でございます。それとですね、今町長が申しましたように、この行革に当たりましては、平成 10 年 11 年当時からもうすでに始まっております、そういう経過の中で、電気代はご存知の通り昼間の消灯、或いは電灯の間引き、そういうのはすでに実現しております。そういう中で、後どこまで削減できるかという事で、努力はしていますけれど、予算上反映するという事は、なかなか目に見えて難しいものがあるのかなと思います。

ただ町長の方には、予算査定の中で申してはおりませんが、財政サイドですね、今年度から駐車料金をプリペイドカードに切り替えてですね、少しでも削減しようと、効果としては1万円か2万円ぐらいにしかありませんけど、なかなかそれも予算上には出てこないという事でございます。

それと、消耗品をたとえば50%カットしようと、それから取り組んでみては、という考え方もありますけれど、そういうのも全課の意識の統一が無ければ、なかなか難しいという事もございます。

それと、新聞も一部カットしましたし、そういう努力はしております。

少ない金額で、なかなか予算上反映できない部分がありますけれども、そういう事をしております。

ただ、電気代は今年ですね、四国電力が10%程値上げするという形でしております。かなり町としては、非常に厳しい電気代の上昇が出てくると思いますので、今後、全課統一的に、より電気代を削減してやっていこうという考えでございましてご理解いただきたいと思います。

議長（門 瀧雄）

小川議員さん、質問ありますか。

議員（小川 保）

質問ではございませんけれども、今のお話しの中でありました節約の問題、これについては、当然皆さん方努力されておるという事は承知しております。しかし、その努力した結果が数値的に表れないと、昨年度と比較して、今年1年間僕ら私ら頑張ったけれども、結果どうやったんやろうかと、こういうふうな数値的な改善が出来たんだな、じゃあ来年度はもっとこういう方法で変えていこうという事を、考えていかないといけないのかなと思います。

感覚的にはやっておるというふうには見えますよ、それは、否定しませんけれどもね、そこら辺はお願いします。

それから、節約の問題について言えば、例えばこの議場ですね、これについて天井を見ますと、古い電球とか蛍光灯とかたくさんあります。これにしても、かなりの電気を使う、例えばこれをLEDに替えていくという方向性ですね、こういったことも一つはアイデアではないかなと、もちろんLEDに替えるという際には、初期投資がございまして、それも踏まえた形でやっていかないといけないな、というふうに思っております。

最後に、これも質問ではございません。行財政改革を進めていく上において、やはり必要になるのは、人材でないかなというふうに私は思います。町のすべての施策についても、当然人が大事です。その中で特に今感じられるのが、女性の登用が少し少ないのかなというふうに感じられております。例えば、主任だとか係長だとか、課長補佐だとか、課長になる前の前提のボトムの部分で、

女性の登用をもう少し考えて頂いたらと思います。男性だけの考え方だけで、何かをやっというのは無理がございますので、是非やっていただきたい。特に多度津町の職員は、女性は優秀な方がたくさんおられます。だから、是非割合をもっと高めて頂いたらと思いますので、これは質問ではございません。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、7 番小川議員の質問を終わります。

次に 8 番、古川幸義君

議員（古川幸義）

質問の前に、2 年前 3 月 11 日、東日本大震災で犠牲となられた方々のご冥福をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。8 番古川幸義です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして次の質問をいたします。

1 点目は、高原の森整備推進について。

25 年度施政方針の中の公園、緑地、水辺の整備について、高原の森に新種のバラの苗木の移植や、新たな整備について述べられておられましたので、桜の森高原についての質問をいたします。

平成 20 年桃陵公園南に桜の森高原が完成し、早いもので 5 年が経ちました。当時 1.6ha の町有地に、高原基金の森の事業として 3500 万円の助成を受け、総工費 4650 万円で完成し、当初 31 種類、400 本の里桜を植え、町民の憩いの場として施行されました。

5 年経った現在、移植された桜の生育は残念ながら芳しくありません。原因については土壌などが影響していると思われますが現状はいかがでしょうか。また、植栽されたものが桜である為に、開花の時期には人は訪れるのですが、普段は人が少ないのが現状であります。

そこで質問いたしますが、今後、新たな整備の計画や現在植えられている樹木の生育改善、土壌改良など計画があればお伺いいたします。

また、今後町民からの愛着ある公園を目指し、町民との協働での整備の計画や、新種のバラについての紹介、またイベントなど方策があれば併せてお伺いいたします。

2 点目は、幼稚園、学校施設の耐震化について。

24 年度予算にて、4 地区幼稚園の耐震診断を行いました結果はどの様になったのでしょうか。耐震診断は、建物の耐震性能を現す I S 値で評価いたしますが、今回耐震診断対象となった幼稚園舎は、建設経過年数が 40 年以上であり耐震診断結果では I S 値 0.7 を基準とし、0.7 を上回るものは合格とし、I S 値 0.3

以下であれば地震発生時倒壊、崩壊の危険が大であり、仮に、耐震診断で合格であっても老朽化のため今後建物を存続使用する為には、改修事業が必要とされます。4 地区幼稚園についてそれぞれの地域性、特色があり、園児数が異なり、現役世代の必要とするものがそれぞれ複雑であり、利用する側のニーズは多様化しております。

今後、町の取るべき方針を早急に定めておく必要があります。本町でも以前より検討し、既に計画されているとは思いますが、具体的にお答えいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、高原の森緑化推進についてと幼稚園耐震診断について、2 点の質問に対しお答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員ご質問のうち、桜の森高原の整備推進についてお答えしてまいります。

平成 20 年に完成いたしました当初のコンセプトは、町花町木である桜が 2 度楽しめると言うことで、遅咲きの里桜を植栽いたしましたが、まだ町民に喜んでもらえるような効果が上がっておりません。讃岐平野と瀬戸内海の眺望が素晴らしい位置にありますので、町民の憩いの場として活用したいと常に考えております。幸いなことに、この度、新種のバラを寄贈して頂くことになりましたので、このバラのネーミングを公募し高原の森の一角に植栽し、多くの町民皆様にご来場していただき、喜んでもらえるよう計画策定中であります。バラはもちろん里桜の育成を活性化するためにも、土壌改良など必要な手立ては最大限行っていかうと考えております。

古川議員におかれましても有効な手段があれば、ご尽力をお願いしたいと思っております。桜の森高原が町民皆様に喜ばれる憩いの場となりますよう、様々な方々とともに推進していかうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問には、教育長をはじめ担当課長より答弁してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

建設課長（島田 和博）

古川議員のご質問の 1 点目、桜の森高原の整備推進についてお答えをいたします。

この件に関しましては、町長が施政方針で申しましたように、昨年の住民対話集会で、桜の時期以外でも楽しめるよう花木等での整備要望がございましたが、その矢先、先ほど町長が申されましたように、バラとガーデニング協会より、新種のバラの苗木 15 本をこの春、本町に寄贈いただけることになりました。現在、協会の方の提案により、廃床菌これはきのこ菌の一種でございますが、それと町シルバー人材センターより提供してもらっております、剪定枝のチッ

プにまぜまして良質の土壌改良剤を作り、バラの苗床及び里サクラ上部に関しまして、若干育性がままならない部分がございますので、その発育増進のため試験的に使用するための計画を現在いたしております。

なお、提供いただいたバラの切花 1 本なのですが、庁舎 1 階に設置致しまして、町民の皆様にも名前をつけていただこうと考えております。併せて、町のホームページ、広報でも名前の募集をすべく準備をいたしております。

今後は、協会のお力も借りながら、町民の方々に普及啓発をしながら、管理面でのお手伝いのお願いができればと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

古川幸義議員の、幼稚園、学校施設の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、町内幼稚園については、そのほとんどが昭和 48 年から 50 年代前半に建設されたものであり、築後約 40 年が経過しようとしています。

小中学校の耐震補強対策が先行する中で、保留状態になっていた幼稚園の耐震化についてでございますが、一園ずつ順次実施する計画のもと、平成 24 年度当初において予算計上の上、先行して多度津幼稚園の耐震診断を実施していましたが、I S 値 0.51、Q 値 1.83、つまり園舎の一部で耐震性が乏しいという診断結果により、耐震補強工事の必要有りということになりました。この結果を受けて、多度津幼稚園の耐震補強計画策定について協議をしようとした矢先、昨年 8 月 24 日付文部科学大臣より、「義務教育諸学校等施設の耐震化を平成 27 年度末までにできるだけ早い時期に完了することを目標に、積極的に取り組まれない」旨通知がされました。

そこで、町執行部で協議した結果、残りの 3 園についても今年度中に耐震診断を実施し、4 園全体の診断結果を踏まえて幼稚園全体の耐震補強計画だけでなく、大規模改修も併せて検討を進めるために、残り 3 園の耐震診断業務委託料を 9 月補正で計上させていただいた後、耐震診断作業へと移行しているところです。また、未だ当該作業は今月末を目途に進行中であることから、その結果についてはこの場でお伝えすることはできませんが、その結果いかんによっては新年度早々補正計上の上、早急に耐震補強実施設計に取り組み、それに続き耐震補強工事及び大規模改修を併せて実施するという流れで進める必要があると考えております。

そこで、耐震補強の実施については当然のこととして、併せて実施する大規模改修については、外壁補修や屋上防水等、躯体保全に必要な改修だけでなく、トイレをはじめとする給排水衛生設備の改修や、身体に障がいのある方にも優しいバリアフリー対応、建具や教室の床等の内装改修、空調設備の改修、防犯

安全対策等、幼稚園教育の機能充実に必要な改修も併せて考えると、多岐に渡る改修になると考えております。

冒頭でも申し上げましたとおり、町内4幼稚園についてはそのほとんどが築後約40年を経過していることから、ここ5から10年内には、法定耐用年数を迎えることを考えると、耐震補強と同じタイミングで大型改修実施する場合においては、その改修規模を必要最小限にとどめ、小学校も含めた学校施設全体の整備計画の中で、改築だけでなく施設の有効利用、園、校の統廃合、そして、特色ある園、学校づくりという多角的な視点から、検討が加えられなければならないと考えるものです。

ただ、今申し上げた部分については、今後の作成に向けて取り組まれる第6次総合計画の中へ反映させていくという過程の中で、町執行部を始め議員各位のコンセンサスを得ていくことができるものとするものとする。

以上ご理解賜りますよう答弁させていただきました。

議長（門 瀧雄）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は町長、教育長、担当課長からありましたが、古川幸義議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（古川幸義）

第1点目の高原の森整備事業については、詳細なお答をいただきましたので、あまり質問はございませんが、まずですね、住民協働で公園緑地化を進めていくうえで、同好会や協力者ができても存続するためには、かなりの努力が必要だと思われま。

ですから、町はその団体に対して、どのような支援をしていかなければいけないか、そういうところがあれば伺いたいと思います。

2点目の幼稚園の耐震に対して、大規模改修も考えて計画をされているというお答ですが、私が実は再質問するために用意していた事、すべて答えていただきましたので再質問はございません。

1点目の高原の森について、再質問よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員再質問のですね、今桜の森高原を活性化していこう、皆さんに喜んで頂けるような、そのような公園にしたいという私の願いの中で、やはり住民の皆さま方、また、今答弁の中にも申し上げましたが、様々な方々のご理解とご支援いただいて、本当に町民の皆様方、また、町外からお越しいただける皆様方に、楽しんで頂ける喜んでいただける空間、場所になればいいなと考えております。その中で、どのような支援ができるかという事ではありますが、まず、今ボランティアの方々の中で、改良というのか、維持管理ですね、そういうものをして頂けるボランティアの方は、現在あるんですけども、なかなか目立

った動きが出来ていないというのが現状であります。ただ、財政的な支援とかという事は今のところ考えておりません。皆様で喜んで頂けるボランティアの方々の、優しい気持ちの支援をお願いしたいと思っております。また、桜の森高原そのものの維持管理に関しましては、今業者の方に年間 50 万円ほどの予算をお願いをしておりますけれども、それも引き続きお願いしたいし、その辺のところをもう 1 度相談をさせて頂きながら、考えようとは思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

古川議員、よろしいですか。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望を述べさせていただきます。

高原の森については、まず土壤改良を成功させて、四季の花々を移植してほしいと強く希望いたします。高原の森に廃床菌や剪定枝を撒きまして、花咲かじいさんの物語のように花々が咲きまして、多度津町に暗いニュースばかりでございしますが、明るいニュースとしてですね多度津町に花を咲かせていただきたいと思ひまして、8 番古川幸義の一般質問を終わらせていただきます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、8 番古川幸義議員の質問を終わります。

次に 12 番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊美喜子）

12 番渡辺美喜子でございます。一般質問させていただきます。

1 点目は、将来に向けた健全財政の確保についてでございます。

多度津町の歳入において、町税とその他の自主財源を見ますと、平成 14 年町税が 29 億 9900 万円、その他の自主財源が 10 億円、平成 18 年度町税は 32 億 1200 万円、その他の自主財源が 6 億 9600 万円、平成 23 年度は町税 34 億 3200 万円、その他の自主財源が 5 億 9900 万円です。つまり過去 10 年間は概ね自主財源は 40 億前後であり、歳入の示す割合は大きいという事になります。

町民のみなさんが暮らしを守っていくためには、安定した町税の確保が不可欠であります。

しかし将来、自主財源の確保は、景気の低迷や不透明、企業の撤退など財政状況は益々不安定になるのではないかと危惧しております。

平成 26 年に常石造船が撤退することにより、多度津町の財政状況や人口減により影響はどの程度になりますか。今後、将来的な財政政策について 25 年度町長の施政方針の中に書かれていますが、できましたら詳細に、また具体的に町の考えをお伺いいたします。

2 点目は 5 歳児健診についてであります。

幼児期における発達障がい早期発見と子育て支援を目的として、まわりの子どもと何か違う、そんな子ども達の特異性に親や教師が気づいた結果、広汎性発達障がいが増えてきています。

例えば ADHD 多動性障がい、集中力が続かずじっとしてられない。また LD 学習障がい、読む、書く、計算するなどの内、特定の事が困難、自閉症言葉の遅れ、または欠如、アスペルガー障がい言葉の遅れがないが欠如している等があります。

全人口に占める発達障がいの割合は 1～2%にのぼっております。高松市教育委員会の報告によりますと、発達障がいは小学校で 5.1%、中学校は 4.1%、1 クラスに小学校 1.6 人、中学校 1.3 人の割合で発達障がいであると言われてい

ます。例えば、授業に集中できず、注意した教師に衝撃的に物を投げつけた。親が注意すると、パニック状態になる。何度も同じ質問を繰り返し授業が進まない。病気の特異性により学校、社会生活を営む上で色々な問題が生じやすい、特にいじめ、不登校の原因にもなっております。子どもの脳は 4、5 歳児でほぼ完成する。その発達を見るのが 5 歳児健診であります。就学までに 1 年間の余裕を持てるような、5 歳児健診が医学的にも社会的にも必要であります。

その対策として、全国的に 5 歳児健診を実施している自治体が増えてきております。近隣では東かがわ市や三木町で、21 年度には善通寺市が実施しております。

実施した結果を聞いてみますと、気がかりの子どもとどう関わっていくのか、学校での指導や家庭での援助、関係機関との連携等、早期発見、そして育児や教育の中での訓練によって人間関係を円滑になり、社会生活に適応した。

また、5 歳児健診を実施することにより、弱視の早期発見や小児肥満等の生活習慣病の予防など多くの成果が望められています。

多度津町も、ぜひ 5 歳児健診を実施して欲しい、という保護者の方から要望を多く聞いています。多くの子ども達が健やかに成長を願い、以上のような事から健診をすべきだと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

以上であります。

町長（丸尾 幸雄）

渡辺美喜子議員のご質問のうち、1 点目の将来に向けた健全財政の確保についてお答えしてまいります。

現在、多度津中学校改築工事と消防庁舎建て替え工事に着手しておりますが、今後起債することにより、財政調整基金の取り崩しを覚悟しなければなりません。非常に困難な財政運営を強いられる中で、安定的な歳入確保が大きな課題となっておりますが、中でも町税収入に頼るところが大であり、とりわけ、埋

め立て工業団地の企業貢献は必要不可欠なものとなっております。そんななかで、突然、町からの撤退を申し入れてこられました造船会社の、後継企業はどうなるのかが大きな懸念材料となってきました。

今後の財政運営を考えるに当たり、行財政改革を尚一層推し進めることによる、歳出削減と新たな財源を生み出す事が急務となっております。

町有未利用地の売却や貸与による財源確保に努めてまいります。現在は、今後の推移を見守りながら、町としてもできるだけ町税が減収しないよう努めてまいり所存でございます。現状をご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問については、各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（石原 光弘）

渡辺議員ご質問のうち、将来に向けた健全財政の確保についてお答えいたします。

ご質問でありますように、本町の自主財源については、提案説明でも申しましたが、歳入予算の構成比では、47.5%と県内市町の中でも高い順位となっております。これは、税収が大きな要因であることはご指摘のとおりであります。その様な中で、この度、造船会社の撤退の話があった訳ですが、小川議員のご質問でお答したように、影響としては、税収、上下水道料金、雇用、普通交付税等、様々な要素に影響があると想定されます。

詳細な額につきましては、個人情報保護の関係で詳しくは申し上げることはできませんが、税収については1億円を超える額が、上下水道料金については数千万円、雇用について100人を超える影響があるものと想定されます。

また、普通交付税につきましては、平成27年度分について、現実の収入額との乖離が発生いたしますので、本来交付されるべき額より減少すると想定されます。

また、交付税の算定には、人口が非常に重要な要素であり、撤退となれば、造船会社の従業員ほか関連企業の従業員についても、転出し人口減になる恐れがあり、次回の国勢調査での影響が心配されるところであります。

ただし、他社への売却の可能性もあるため、現時点でのその影響について言及することは非常に難しいと思われ、今後は状況を注視しながら対応を図って参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町の財政状況は改善されているものの、多額な公共投資を控えていることを考慮しますと、これからも気を引き締めた財政運用を心掛けたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

福祉保健課長（山下 俊和）

渡辺議員のご質問の5歳児健診についてお答えいたします。

現在、母子保健法で定められ、実施しております乳幼児健診は、乳児、1歳6ヶ月児、及び3歳児の健診となっており、発達障がい児の早期発見と支援継続に有用であるとされております5歳児健診は、まだ法制化されておらず、現在のところ本町では実施をしておりません。

県内では、17市町ある中で、東かがわ市、三木町、坂出市、善通寺市の4市町で実施をされており、全国的には1,740余りある市区町村の中で、平成23年5月末時点で、5歳前後の幼児を対象とした健診は、150の市区町村で実施されているのが状況でございます。

しかし、本町では、3歳児健診後から就学までの係わりとして、発達や生活支援、療育相談等の必要な幼児には、保健センターで言語聴覚士、児童福祉士による個別相談を実施しており、必要に応じて個別訪問や療育機関、医療機関を紹介し、時には就学後まで継続支援を行っている場合もあります。

また、今年度より、教育課と福祉保健課が共同で設置した多度津町特別支援連絡会の中で、幼稚園及び保育所に在籍する4、5歳児を対象に、スムーズな就学につながるよう、特別な支援が必要な子どもに対し、関係機関の担当者が情報を共有し、就学にむけた検討会等を開催しております。

また、香川県において、5歳児健診実施体制推進事業として、数年の内に県下の全市町で5歳児健診が実施できるような準備費用として、平成25年度350万円の予算を計上し、5歳児健診、5歳児相談のあり方検討会の設置、健診従事者育成等のための研修会、発達障がい支援セミナーの開催を予定していると聞いております。

以上のような現状や香川県の動向により、今後は、本町においても5歳児健診の実施に向けて、健診の方法の検討、支援体制づくりや事後フォローの体制整備、保健師、臨床心理士などの専門職の確保とスキルアップ等について、医師会等の関係機関と連携を持ちながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げ、渡辺議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁ありがとうございました。

町も行財政改革ということで、色んな部分で無駄をなくするという事で、取り組んでいるという事に関しましては、私も認めておりますし、頑張っているなという部分は多分にあります。その中で、町の職員の定数減とか、それから給

料の抑制等につきまして、約 4800 万ぐらいですか削減している部分で、ほんとにこれは努力した結果だと思いますが、これ以上はやはり何事も限度という部分があると思いますし、削減する事によって住民サービスが低下に繋がるという事は、本当に感じておりますし、そういう部分で新たな財源を生み出す施策という事で、町の土地を売却するとか、色々あると思います。

その中で、一つ気になる事があるんです。それは、町営住宅ですか、この前も見に行きました。その中で住んでいない住宅もありますし、本当に古くてこれ災害が来れば、地震が来ればそして、それだけでなく震度 2 か 3 で潰れてしまうのではないかなというような現状です。だから、災害に強い町づくりという事と、それに一貫して新たな財源を生み出す施策という部分も、ちょっと一緒に考えて取り組んでいく時期に来ているのではないかなというふうに、私は思います。

今確かに住宅の方でお住みになっている方、高齢になってきておりますし、動きたくないという部分もあろうかと思いますが、基本的にはやはり、家が災害によって命を失ったりする部分も出てくるんじゃないかなと思いますので、十分に検討して、住民の皆さんとしっかり話し合っ、納得いくという情報を提供しながら、これはすぐには出来ないと思いますが、そういう町の姿勢も示していく事によって、両方がいいのではないかな、しいては多度津町全体的にもいいのではないかなというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。それから、5 歳児健診なんですけども、なぜこのように増えてきているのか、実は 5 歳児健診に関しましては、これで 2 回目であります。その一般質問で前回取り上げましたが、その時よりももっとひどく%が増えてきている状況の中で、どうしてなのかなって、授業参観とか保育所も行かしていただき、幼稚園も行かしていただくんですけども、先生は本当に頑張っております。

その中でなぜ、こういう子ども達が発達障がいになるのかな、どうして原因は分かっているようで分かっていないような、私自身がそうでありますので、障がいを持った保護者の方からも、もう少し早めに健診で、3 歳児検診の時は言われなかったですよ、これは多動的な子どもさんを持ったお母さんの方からですけれども、そういう発達障がいという部分で病名を聞いた時、もう少し早く小学校で分つたらしいです。もう少し早く教えていただければ、子どもに対しての接し方が違ってきたのという部分も言われてましたので、再度一般質問させていただきました。検討するという事でもありますので、本当に良かったなと思っておりますので、1 日も早い前向きな検討をお願いしたいと思います。

その件につきまして、よろしくお願いします。

福祉保健課長（山下 俊和）

渡邊議員の再質問に、お答えをいたします。

渡邊議員の方からご指摘がありましたように、発達障がい児につきましては、確か今の障がい福祉法の福祉の中で、第1次だったかな平成18年に障がい福祉計画を策定いたしましたけども、その事前の文部省の調査において、いわゆる、小学校の通常学級において5%から6%という、いわゆる発達障がいの児童がおいでるという調査もありましてですね、渡邊議員のご指摘からいいますと、大体その推移が当時から発達障がいの存在的な存在が確認をされているところでございます。

それから、渡邊議員の方から前向きにというお話もありましたけれども、お答の中で申し上げておりますようにですね、県の音頭のもとですね、県下へ市町が一斉に出来るようなそういった事業もありましてですね、私の答弁の中でもありましたように、25年度から本町においても実施に向けて、色々な具体的な検討をしていくという事でお答をしておりますので、その点をご理解を申し上げますどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長（門 瀧雄）

渡邊議員さんにお聞きますけど、先程の質問の中で町営住宅の話が出てきましたが、これは要望でよろしいのですね。

山下君の答弁については、よろしいのですね。

議員（渡邊美喜子）

はい、よくわかりました。丁寧なご説明ありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

これをもって、12番渡邊議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

半から再開します。

休憩 10時17分

再開 10時30分

議長（門 瀧雄）

次に13番、庄野克宏君。

議員（庄野 克宏）

はじめに、災害は忘れたころにやって来るとよく言われてきました。

町政運営の重点施策の一つに、災害に強い安全で安心な町づくりをかね、公共施設や学校、民間住宅、水道施設などの耐震化に、日頃日夜ご努力をされております丸尾町長はじめ、執行部の皆さんに心から敬意を表します。

いみじくも、今日3月11日は東日本大震災が発生して、2年が経ちました。新聞、テレビでは連日震災関係の特番等々が放送されております。被災地の出来

るだけ早い復興をお祈りするとともに、今日は震災対応についての質問を3つさせていただきたいと、このように思っております。

昨年8月、内閣府が発表した南海トラフで、最大級の地震が起きた場合の被害想定は、香川県内の被害が最大のケースで死者が約3500人、建物の全壊焼失は約5万5000棟に達すると言われており、住民の早期避難や住宅の耐震化を高めることは、その被害を大幅に軽減できるものと思量いたします。

今年に入り国土交通省は、多くの人が利用するデパートや病院、学校といった大型施設の所有者に耐震診断を義務づける方針を示しております。

耐震基準が強化された1981年以前に建てられた建物のうち、延べ床面積5000㎡以上を対象とするもので、実施期限は2015年末で、自治体が診断結果を公表する仕組みも導入し罰則も検討しており、これらの想定を盛り込んだ耐震改修促進法の改正案が今国会に提出されるようでございます。

改正案はこのほか、緊急輸送道路や避難路沿いの建物が倒壊して通行の妨げにならないよう、自治体が必要と判断すれば追加の費用を支援したうえで、床面積にかかわらず診断を義務付ける予定であります。

一方、香川県の2013年度一般会計当初予算を見ても、交通死亡事故対策や南海トラフ巨大地震を想定した、防災対策に積極的に取り組む予算が組まれており、誰もが安心して暮らせる香川づくりを目指しております。

この様な背景から本町の災害に強い安全で安心な町づくりについて、次の三つについてご質問させていただきます。

1つ目は民間住宅の耐震化の促進について、2点目は災害弱者の把握について、3点目は主要水道管および水道設備の耐震化についてであります。

1点目の、民間住宅の耐震化の促進についてでございますが、地震発生時に、一番気をつけたい事のひとつが建物の倒壊であります。阪神淡路大震災で亡くなった人の大半は、家屋の倒壊や家具の転倒による圧死によるもので、一番安全であるわが家が被災し、命を落とすという悲劇を繰り返さないためにも、住宅の耐震化は避けて通れない重要課題でございます。

住宅の耐震化基準は、1981年6月に耐震基準の大改正があり、地震に対する強度の基準が変更になりました。改正から30年以上過ぎた今日、改正前の旧耐震基準で建築された住宅は、大地震の際に倒壊する恐れが高く、阪神淡路大震災でも被害を受けられた住宅の大半は、旧耐震基準で建てられたものであったと言われております。

本町にあっては、現在10組織の自主防災組織が結成されており、防災のしおり、土砂災害ハザードマップの整備、耐震診断や耐震改修の補助制度の拡充など、自然災害に対し積極的に取り組まれていることに心から敬意を表します。

香川県は今年度の当初予算に、防災対策として耐震診断の補助限度額を最大6

万円から 9 万円に、耐震改修工事には 60 万円から 90 万円に引き上げる支援制度に改定しており、県下各市町におきましても同様の補助率に改定予定と推察いたします。

東日本大地震の発生で、町民の防災意識は高まっておりますが、今すぐには地震が来ない起きない、香川の地震は大きくないと言った消極的な声を耳にいたします。

一人でも多くの町民が補助制度を活用して、住宅の耐震化に取り組んでもらえるよう、戸別訪問や広報活動など P R 活動に重点的に取り組み、耐震化の重要性を直接訴え、補助制度の浸透を図っていく事が緊急課題であろうと思っております。

そこで、1981 年以前に建てられた建築された木造住宅は、本町にどの程度あるのでしょうか。

本町の耐震診断と耐震補強補助金の利用件数はいかがでしょうか。それと、他の市町と比較して多いのか少ないのか。

2 つ目は耐震診断が進まない理由は何なのか。今後どのように指導していくのか。

それと、補助金の全額公費負担といった自治体もございます。災害に強い安全で安心な町づくりの一つとして、補助率を引き上げるほか、診断費用や耐震工事の支援を手厚くする考えはないでしょうか。

次に、2 つ目の災害弱者の把握についてでございます。

災害時に自力で避難することのできない高齢者や、障がい者などのいわゆる災害弱者について、市区町村にも名簿作成と消防機関などへの情報提供を義務付け、素早い避難誘導や救助につなげるのが狙いで、この度災害対策基本法改正案に盛り込むようでございます。

東日本大震災では、亡くなった方のうち 60 歳以上の方が 60%以上を占め、災害をこおむった障がい者も多かったようでございます。

こうした災害弱者の避難誘導や安否確認に加え、避難所などでの生活を支援するため、あらかじめ名簿を整備しておく必要があります。

改正案では、市区町村が高齢者や障がい者の氏名、住所、電話番号などを記載した名簿を作成し、避難誘導などの支援にかかわる消防団、自主防災組織、民生委員に情報提供することを、本人の同意を得て義務づけるようになっております。

消防庁の調査では、平成 24 年去年の 4 月時点で名簿策定済みの市区町村は、全体の 64%にとどまっており、まだまだ整備はできていないような状況でございます。

本町にありましても、すでに多度津町災害時要援護者避難支援プランに基づき、

ひとりひとりまたは家族の介助だけで避難できない高齢者や障がいのある方など、災害時に援護を必要とする方々を対象に、支援を希望する方々の情報を把握し、地域での支援体制づくりに積極的に取り組んでおられるようでありますが、その辺の状況はいかがでしょう。

町内の災害弱者の数はどのくらいあるのでしょうか。

具体的な取り組みとして、災害弱者を含め避難訓練は考えないのか。

それと、もう 1 点は東日本大震災では多くの自治体職員が犠牲になり、その教訓として自治体職員の質と数の必要性、組織の重要性を再確認いたしました。本町では、震災時の職員の配置計画、業務分担など明確なマニュアルは整備しているのか。

整備しているのであれば、正規社員、非正規社員などはどこまでを対象にしているのか。この点についてもお聞きします。

それと、3 つ目は、主要水道管および水道設備の耐震化でございます。

香川県内の主要水道管、いわゆる基幹管路ですが、震度 6 程度の揺れに耐える震度適合の水道管は香川県に 28%にとどまっているようであります。

香川用水から各市町へ送水している基幹管路、導水管、送水管、配水本管、の耐震化率は、県が最も高く 59.1%、次いでさぬき市が 45.7%、高松市が 33.5%、小豆島町が 33.3%、綾川町が 10.4%で、それ以外の市町は 10%未満がほとんどで、未整備の市町もあり水道管の耐震化の取り組みは極めて低いようであります。

厚生労働省は、耐震化率 100%を掲げており、各自治体とも震災時のライフラインとして必要性和重要性は認識しているものの、水道料金収入の減収による財政難を理由にあげており、また、浄水場や配水池などの施設の耐震化も重要であり、水道管の耐震率が後手になっているのが現状であります。

本町にありましても、水道管、水道設備の耐震化の遅れは否めませんが、ライフラインのひとつとして水の確保はたいへん重要で、早急に整備の必要があります。今後の耐震化の推進について、現行の水道ビジョンを見直し、具体的に数値目標を掲げて、震災時の影響を考え優先順位をつけて整備することが重要と考えます。

一方、県内には県営水道や各市町の水道、簡易水道など 35 の水道事業があります。いずれも人口の減少に伴い給水量の減少、老朽化施設の更新事業の増加、大量退職者による技術力の低下など多くの課題が山積しております。

県は、県内 1 水道を目指し、水道事業の統合、広域化をはかる企業団を 2016 年にも設置するようであります。統合広域化により、水道料金の削減はもちろんのこと、職員数も減り人件費の削減や年間コストの減少につながり、また渇水時の水の融通性の面でも大きなメリットがでてまいります。

そこで、本町の水道管や水道施設の現状をお尋ねいたします。

主要水道管や、水道設備の耐震化の現状はどうか。

40 年を超える老朽配水管はどの程度あるのか。その耐震計画は。

それと、県内 1 水道の統合、広域化の動向について、どう係わっていくのか。

この 3 点について、お尋ねいたします。以上、大項目で 3 つについて、ご質問致しますので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。

町長（丸尾 幸雄）

庄野克宏議員の、災害に強い安全で安心な町づくりについてお答えをさせていただきます。

ちょうど 2 年前の東日本大震災を受け、全国規模で防災対策の見直しが進められております。四国地方でも今後起こる可能性の大きい南海、東南海、東海地震の備えが声高に叫ばれています。多度津町でも、大災害に対処する為、自治会単位での自主防災組織の整備を常にお願いをしております。自分で避難できる方は、自分で命を守れますが、独居高齢者や身体の不自由な方々に対しては周りの人達で助け合う共助の気持ちをもって避難誘導をすることが大事であり、町民の皆様の命を守るための原則だと考えております。

自治会単位での自主防災組織作りの為、昨年から資機材の助成をしておりますが、平成 25 年度も継続してまいります。組織を整備するだけでなく、訓練も実施して、災害がいつ起きてもすぐ行動できるような体制作りを整え、備えておくことが安全安心な町づくりにとって大切な事だと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問に対しましては各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

建設課長（島田 和博）

庄野議員ご質問の 1 点目、民間住宅の耐震化の促進についてお答えをいたします。

1 番目の、1981 年昭和 56 年以前に建築された木造住宅につきましては、総務省統計局が調査いたしました、約 5 年前になるのですが平成 20 年度の住宅土地統計調査によれば、約 3,200 棟となっております。

また、本町の耐震診断の申請件数につきましては、昨年度 2 件、本年度 4 件で、改修工事につきましては昨年度 1 件、本年度 3 件で診断改修とも増加はいたしております。

県単位では、耐震診断の申請件数が、昨年度 174 件に対し本年度 216 件、改修工事では、昨年度の 52 件に対し本年度 80 件で、共に増加しておりますが微量でございます。他市町についても、同様な状況でございます。

2 番目の、耐震対策が進まない理由としては、これまでに戸別訪問等により住民にご意見をお伺いしたところ、高齢化世帯で耐震対策まで考えていないとか、

改修工事の工事費について、自己負担分の捻出がむずかしいとの意見が多数ございました。

現在まで建築防災週間に伴う取り組みといたしまして、香川県住宅課の職員と共に戸別訪問の実施してきており、多度津町ホームページでの掲載、またポスター等による啓発活動も行ってきました。今後も引き続き地震における建築物の倒壊の危険性について説明を申し、耐震対策が更に進むよう啓発してまいりたいと思っております。

3番目の補助等の拡充につきましては、四国内の他3県では、23年度より限度額の引上げ、補助率のアップなどそれぞれ制度拡充を図り、耐震改修の進捗状況は成果として表れている状況下でございます。

本町といたしましては、さらなる耐震対策の促進には、他県なみの制度の拡充の必要が考えられることから、香川県民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱の改正に合わせて、多度津町民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱の改正を行い、耐震診断につきましては補助限度額を最大6万円から9万円に、改修工事につきましては、60万円から90万円に拡充をし、平成25年4月1日より支援してまいりたいことをご報告申し上げ、答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

庄野議員の、災害弱者の把握についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、災害弱者と思われる方でございますが、75歳以上のひとり暮らしの方、身体障がい者の方、要介護認定者、難病登録者の方は、町内で約1,400名いると把握しております。

2点目の、災害弱者を含めた避難訓練は考えないかとのことですが、多度津町では地域防災計画に基づき、高齢者や障がい者のある方など、災害時に自力で避難することが困難な災害弱者、言い換えれば災害時要援護者の方への避難誘導支援体制について、多度津町災害時要援護者避難支援プランの全体計画を、平成22年11月に策定しております。

このプランでは、避難支援を希望された方の緊急時の連絡先や避難誘導の際の留意事項、避難を支援していただく方の氏名などを記載した、一人ひとりの個別計画を作成して、地域の自主防災組織や民生児童委員などに情報を提供することにより、地域における情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていくものであり、その計画を実行していかなければならないと考えております。

次に、避難訓練でございますが、隣近所などとの地域における互助、共助の重要性が高まっている中、災害時要援護者の方を含めた避難誘導などの救援活動を進めるためには、地域における自治会や自主防災組織などを初めとした地域コミュニティの存在、協力が欠かせません。今後は、福祉保健課にて整備し

た多度津町要援護者支援システムの情報を含め、町と地域が連携、協力し、要援護者の安否確認や避難情報の伝達、避難誘導などの避難訓練を検討してまいりたいと考えております。

次に３点目の、震災時の職員の配置計画、業務分担など明確なマニュアルは整備しているのかとのことですが、職員の配置計画、業務分担などについては多度津町地域防災計画において、災害時の活動体制や対応手順等を定めており、具体的なマニュアルとしては災害時職員対応マニュアル、水防初動マニュアルを策定し、災害時には迅速に対応できるよう職員に周知を図っているところであります。昨年は、災害時の出動体制訓練の一つとして、徒歩登庁訓練を行いました。今後もマニュアルの整備とともに職員の訓練についても行ってまいりたいと考えております。

また、整備しているのであれば、正規職員、非正規職員などはどこまでを対象にしているのかのご質問ですが、現在は正規職員を対象にしており、職員が減少している中、今後は正規職員だけで災害対応が可能であるか等についても検討していく必要があると考えております。

以上、簡単ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

上下水道課長（矢野 孝雄）

それでは、庄野克宏議員の主要水道管及び水道設備の耐震化の質問についてお答えいたします。

町営水道が開始されて以来、水の需要は年々増え続けてきました。この間、自己水源を確保し、浄水場、配水池も併せて順次整備し、島嶼部へも陸地部から直接送水できるよう海底送水管も布設しました。

しかし、近年において、事業所や住民への節水啓発の効果等により、企業など大口需要家の使用量の減少が見込まれ、一般家庭においても、節水意識の定着による給水量と給水収益の減少が続いております。

それでは、第１点目のご質問の主要水道管、水道設備の耐震化の現状はとのご質問でございますが、多度津町の平成 24 年度末の耐震化の整備状況の見込みとしましては、主要水道管、基幹管路の耐震化率は 36.8%、平成 22 年度末全国平均が 18.4%、浄水場 60.5%、全国平均が 18.7%、配水地 96.2%、全国平均が 38%、配水管 6.0%全国平均 10%と、主要水道管、基幹管路及び浄水場、配水池は全国平均を上回っているものの、配水管の耐震化が遅れているのが現状であります。

２点目の、40 年を超える老朽配水管はどの程度あるのかと、その耐震化計画についてのご質問ですが、本町の水道本管の総延長距離は、基幹管路も含め約 186 kmでございます。

そのなかで、老朽管の更新の現状でございますが、石綿セメント管の更新を重点に、積極的に整備を進め完了しております。

耐震化については、平成 21 年度より配水管の新設及び布設替時に進めてまいり、平成 21 年度は 405m、22 年度は 2,489m、23 年度は 3,670m の整備を行い、今年度は 1,839m の予定で、大木水源地更新工事があった為、距離が延びておりません。また、40 年を超える昭和 48 年以前に配管された水道本管については、約 27 km ほど 14.5% 現存しており、40 年以下の非耐震管は約 141 km 75.7% あります。耐震計画については、限られた予算の中で整備を進めなければならないことから、広域化も検討する中で耐震化計画の見直しを進めてまいります。

3 点目の、県内 1 水道の統合、広域化にどう係わっていくのかとのご質問ですが、この香川県水道広域化についての説明を申し上げる前に、県内水道事業者の現況でございますが、給水量、給水収益の減少、香川用水の取水制限の頻発化や県内水源の低下、施設の老朽化に伴う大量更新や全国を大きく下回る施設の耐震化、また、今後 10 年間で大量の水道技術者の退職者が出てくる等山積しております。

課題といたしましては、経営基盤の強化、香川用水取水制限への対応、施設の計画的な更新と早急な耐震化の推進、職員数の最適化と技術力の継承等がございます。

そのことから、県内水道事業者が抱える課題に各水道事業者が単独で対応していくには限界があり、広域的な見地から連携協力していくのが水道広域化が有効な手段であり、広域化を推進していく必要があると考えます。

これからの、広域化の進め方のスケジュールでございますが、平成 25 年度より、香川県より 3 名、さぬき市、高松市、丸亀市、三豊市より各 1 名が派遣され、広域水道事業体検討協議会で、課題や問題の提起また解決に向けての協議を行います。

広域化の合意形成が図られれば、平成 26 年度から 3 年程度かけて水道事業体設立準備協議会の設立準備を行います。

平成 28、29 年度から企業団の設置、広域水道事業の開始とステップを踏まえ、進めていくと考えられます。

多度津町としましても、企業団の設立に伴い、町単独では交付金の無い、配水管の耐震化も、広域化を前提に一般会計から繰り入れがあるならば、国庫補助事業で繰入額の 2 分の 1 の補助が受けられますので、一般会計部局ともよく検討のうえ、企業団加入については議会にご提案のうえ進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

以上で、庄野議員の一般質問に対する答弁は町長、各担当課長からありまし

たが、庄野議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（庄野 克宏）

一つ質問させていただきます。

特に先ほど民間住宅の耐震化の促進についてですね、色々ご施策をご指導頂きましてありがとうございます。

中ですね、やはり一番気になるのは何で進まないのだろうかという事なんですけども、この間もですね、NHKですか四国羅針盤で耐震工事の遅れは何かという記事を見たんですけれど、一つはですね、やはり資金面ですね、多額というか、ようけ金がかかると、これは徳島県の平均で180万ぐらいかかったという報告があります。

一つは資金的に高いお金がかかるという点、それともう一つは、本当にこの効果があるのだろうかという技術面ですねの心配、それともう一つは制度面ですか、制度面というのは、耐震化をしたらですね税制の面でなんぼか面倒見てあげるよ、というのがほしいという希望ですね。

それともう一つ一番大きいのはやはり意識、いわゆるそのやる気ですねご本人の、先程私が言いましたように、もう私で息子が遠いところにおいて、今頃家を建てたって私は死んでいくんやといたら、どっちにしたって前に進まんだろう、その辺でですね、先程課長の方からPRというかそういったのを強化してやりたいという事でございますけど、併せてですね、昨年度のですね、民間住宅地震対策支援事業補助金で360万計上されております。今年も360万計上されております。

それでですね、その360万のいわゆる執行残が出ていると思うんですが、この分についてですね、先程の件数で4件ですか、4件と1件だったですか、2件だったですか、だいぶ余っとんだと思います。それを執行残して回すのだったら約500万ぐらいになるんですけれども、それを使いきれんかどうかですね、今のそのどうゆうふうにして、もっともっと使えれる方法を執られるのか、その点をもっときちっと、ちょっとご説明いただきたいなと思っております。

それともう一つは、先程の水道の県内1水道について、広域的にやらないかんし、これはもう県内1水道にする事について、デメリットは殆んどないと思いますし、給水量は増えるし、収入も増えるし、いわゆる水の融通性も効くし、いい面だと思います。これも前向きに取り組んでいただきたいなと、このように思っております。

以上2点、お願いします。

建設課長（島田 和博）

庄野議員の再質問に関しまして、お答を致したいと思えます。

24年度予算案の中でですね、これは最終的に予算の中で見て頂ければわかる

んですが、25 年度に繰り越しをしております。これは、香川県全体の中で先程申しました 6 万から 9 万円とか、60 万から 90 万という補助の金額を上げようと、少しでも個人負担を少なくするという施策の中でございました。

そして、今庄野議員が質問の中でありましたけれども、徳島では 5 市町が本人負担ないぐらいの、それは、国県市町の中の補助が 3 段階になっておりまして、現実にはその個人負担分を、末端の市町が補うというところが 5 市町村あります。現実には徳島県等につきまして、診断では約 2,300 件去年あったと聞いております。

やはり、今後起きるであろう東南海、南海地震での危機感が、すごいんだろうと思います。まだまだ、町長のお言葉にもありましたように、香川県の場合は津波の時間も 2 時間とか、耐震とか一応 6 強という部分が出ておるんですけれども、まだまだ住民の意識の中で、もう少し我々としても危機感を持った対応をしながら、この拡充策を増やしていこうという事を、住宅課等々で毎年、去年、おと年からですね、東新町あたり、堀江のあたり、そして北鴨のあたりと高齢者の方々のお家もございましたが、やはり、先程私が申しました答弁の中で、なかなか息子は出ておる、私らは後何年かも解らんからという分で、ちょっと切り替えが出来ないご意見もございました。

これを何とか、我々もその拡充策を図る中で、やはり、耐震策を作っていかなければ、この制度自体が絵に描いた餅に成らざるを得ませんので、そういう意味では、我々も真意に取り組む中で、拡充策を推進して参りたいと思っております。以上です。

上下水道課長（矢野 孝雄）

庄野議員の再質問にお答えいたします。

先ほども、答弁の中で申しましたように、一般会計部局とも良く検討の上、諸問題をクリアーしながら、議会にその点をご相談の上、進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議員（庄野 克宏）

丁寧なご回答、ありがとうございました。

いずれに致しましてもですね、災害のない安全安心なまちづくりのためには、是非この当りの項目をですね、クリアーしていかなければならないものだと思います。是非是非積極的に、前向きに取り組まれる事をお願い申し上げます。終わりにします。ありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

これをもって、13 番庄野議員の質問を終わります。

続いて 6 番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6 番、村岡清邦です。

3 月 7 日平成 25 年第 1 回定例会の開催に際し、平成 25 年度の町長の施政方針が告示され、その主要施策の中に、情報化の推進、障がい福祉の充実のことや、重点施策の中には瀬戸内国際芸術祭についても触れておられます。このことから、私は 1 点目は、プロバイダー契約と呼ばれる情報提供サービス会社との契約の一部助成についてのことと、2 点目は瀬戸内国際芸術祭のことについて質問いたします。

初めに、プロバイダー契約料の助成についてでございます。情報化の推進についての方針に、平成 25 年 4 月より、本町のホームページのリニューアルがなされることについて触れておられます。検索の簡素化、検索項目の増加、議会の本会議の議事録なども掲載予定、その日の行事予定などなど、多くの新しい情報の取得も可能な画面構成である旨の説明がなされました。特に視覚障がい者への配慮も盛り込まれており、そのご苦労ご努力が各所に現れた画面構成となっているものでした。

視覚に障がいのある方や聴覚に障がいのある方々は、情報の取得も限られたものとなりますし、困難なものとなります。情報の取得は、様々なもの、様々なところから取得できることがより良いものと考えます。

新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、最近ではインターネット情報がその主流と言えるまでになってきました。インターネットの情報を受けるには、情報提供サービス会社と契約をしなければなりません。本町のホームページ情報を検索するためにも、もちろんプロバイダー契約と呼ばれる情報提供サービス会社との契約が必要となります。

本町のホームページが更新され、将来は一部音声も可能な情報と考えられることから、より見やすく、より聞きやすい情報となるものと確信をするものです。そこでお尋ねいたします。

視覚障がい者及び聴覚障がい者等へのプロバイダー契約、月額利用料の一部を助成することはできませんか。

次に、瀬戸内芸術祭についてお尋ねいたします。

施政方針の重点施策に瀬戸内芸術祭があります。

瀬戸内芸術祭は、いよいよこの 20 日から始まり 11 月 4 日までの長期間の開催となります。本町も秋期間の 10 月 5 日から 11 月 4 日までの間、高見島で開催されることになっています。芸術作品の鑑賞をしつつ、瀬戸内の島々の魅力を再認識、再発見していただき、期間終了後も引き続き交流の輪を継続できるように願っての開催と受け止めております。

この作品の準備、完成には少し時間が必要になるものと思いますが、交流人口の受け入れ、諸準備には相当なご努力をいただいていることと察しております。

25 年度予算からも、そのことをくみ取ることができるものです。

本町の高見島での開催の、より高い関心をまずは住民の方々にお持ちいただくため、その周知も大切なものと考えます。3 月 20 日からの開催にあわせて本町の開催期間も周知する、そのことは、春期間に開催されるところを見学してみよう、夏期間の島々はどんなものがあるのだろうと関心を寄せ、ひいては本町の開催も見学しようという気運が高まってくるものと思います。

より早い時期から周知をすることにより、開催期間にどの程度の交流人口が予測、増加が見込まれるのか把握できてくるようにも思うものです。船の臨時便の経費についても、25 年度予算に算定をいただいておりますので安心してまいります。

また、毎日毎日が気忙しく、あっという間に過ぎ去っていきます。つい先日、年が新しくなったと思っていましたが、もう、すでに 3 月となりました。この計画がはじまったとき、期間終了後のことについてもお考えのもとに推進をされたものと思っています。期間終了後のより良い資源の活用法について、現時点では、どのように考えているのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。

本町は、3 月 20 日の開催までに住民の皆様に、どのような周知を行ってきたのですか。

臨時船便は、どの程度の人員を予測しているのでしょうか。

期間終了後の作品資源等の活用法は、どう考えていますか。

以上、よろしくお願いをいたします。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員ご質問のうち、瀬戸内国際芸術祭についてお答えをしまいたします。

今回の瀬戸内国際芸術祭は、エリアを広げて開催されます。全体の開催日は 3 月 20 日からとなっておりますが、中讃、西讃地区においては春、夏、秋の 3 つのシーズンに分けての開催となっております。

多度津町は秋開催の 10 月 5 日から 11 月 4 日まで、高見島で開催されます。アート部門では、京都精華大学教授や学生さん達が創作活動を行い、建築設計事務所の野村氏とディアーさんによる、イタリアンレストランを海のテラスで開業するよう準備しているところです。

また、地元ボランティア団体さざえ隊が誕生して、花いっぱい運動や清掃活動などに取り組んでいただいております。

この瀬戸内国際芸術祭の目的は、離島振興と島嶼部を含む地域の活性化であり、多度津町全体で取り組んでまいります。その為、商工会議所、J A、ライオンズクラブ等町のすべての団体、組織にご加入いただき、実行委員会と支援協議

会を立ち上げました。成功に向けて最大限の努力をしてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

産業課長（岡 敦憲）

村岡議員のご質問のうち、瀬戸内国際芸術祭 2013 についてのご質問にお答えいたします。

瀬戸内国際芸術祭は、議員おっしゃるように、今月 20 日から 11 月 4 日までの間、開催されます。瀬戸内海の 12 の島々、プラス高松、玉野、詳しく申しますと、直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、それと中西讃の沙弥島、本島、高見島、栗島、伊吹島と高松の港及び宇野の港周辺で開催となります。

そこで、まず第 1 点目の 3 月 20 日の開催までに、住民の皆様にとどのように周知を行ってきたかという点でございますが、本町では香川県の瀬戸内国際芸術祭の実行委員会からいただいた、ポスター或いは会期を知らせるチラシ、パスポートの販売予約等を知らせるチラシなどを町役場、或いは福祉センター、それと町の実行委員会、支援委員会の方にお願ひし、掲示をしていただいております。

また、商工会議所にもお願ひし、加盟事業所にポスターを張っていただくということも行っております。

多度津町は、先程も申しましたように、秋開催 10 月 5 日から 11 月 4 日ということであり、この期間に作品が間にあったらいいということです。なので、作家さん達の活動は、7 月 8 月の学校の休みというところになります。会期直前まで作品が出来ていないということもあり得るということで、作品の P R 不足は否めません。

しかしながら、先日正式なガイドブックが発売されました。予定の作品が公表されましたので、4 月からの新体制のなか、横断幕の設置であるとかのぼりの設置など P R に努めていきたいと考えております。

次にフェリーの増便についてであります。

どの程度の人員を予測しているかではありますが、土曜日、日曜日、祭日はかなりの人で混雑するということは予想されるのでありますけれども、人員までもは予想がつかないというのが本音であります。ちなみに、現在の新なぎさ号の定員が 150 名です。車を積載していない状態でありますと 225 名ということになります。

このたび、10 月 5 日から 11 月 4 日の期間中、現在、多度津、高見、佐柳を就航しております三洋汽船にご協力をお願いして、昼の便 11 時に多度津を出発し、高見へ 11 時 25 分着、佐柳島へ行き折り返し、高見を 12 時 35 分に出て、

多度津に 13 時に着くといったところの便を、ひと月間ですがお願いしておるところではあります。

また、中西讃の秋開催というのが、丸亀市の本島、それと三豊市の栗島であります。期間中は、この 3 島を結ぶ航路として、三洋汽船ではありませんけれども、別の船会社により、本島から高見、栗島、これを折り返して高見、本島へ行くと、それと栗島を出発し、高見、本島に行き、折り返し高見、栗島へ帰って行くというのを、3 便ずつ増便するというふうに四国運輸局へ申請、このほど許可がおりたところであります。これによって人の流れというのは少しできてくるのではないかと考えております。

続きまして、期間終了後の作品資源の活用についてであります。基本的には、展開する海のテラスで、ここでするイタリア料理の提供、これについては、毎日の営業であるかないか、それはまだわかりませんが継続して行う、ともすると日曜日だけとか、2 週に 1 回とかになりうる可能性もありますけれども、これは継続して行いうというのが条件となっておりますので継続いたします。

しかしながら、その他の作品については、撤去を作家さんたちは基本的には考えておるというのも、これを維持する維持経費ですね、これが数百万かかるというところ、それと家とか敷地の所有者の方の同意を得なければならない。それと、まず第 1 はその次の 2016 に行われる瀬戸内国際芸術祭、これに参加するかどうかというところも関わってくるのかと考えております。

これが決まれば、活用できるものもあるかなと考えております。

瀬戸内国際芸術祭 2013 につきましては、以上のように考えております。ご理解を賜りますよう、お願いを申しあげ答弁とさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

村岡議員の、プロバイダー契約料の助成についてのご質問の中で、ホームページリニューアルに関して答弁をさせていただきます。

今回、新しく作り直しておりますホームページですが、より多くの方々に訪れていただけますよう、様々な工夫を取り入れようとしております。

エントランスページを設けるところから始まって、ツイッターや動画、クイズ形式のコーナーに、たまたま時期が重なった緊急雇用事業による FM 香川とのコラボ、多度津高校写真部との協力など、多くの試みを行おうとしております。ただ、それらのコンテンツが、障がいのある方々全てに、配慮したものになっているのかと問われれば、そうではないと言わざるを得ません。色覚障がい者の方の為に背景色の変更などはボタン一つで可能になりますが、音声で読み上げる機能を持たせるには、そのソフトの導入と、それに合わせてホームページの構築をし直さなければなりません。

今後は、そういったソフトの状況を注視し、取り組み易い状況になってきたも

のから順次導入するなどして、ホームページのユニバーサルデザイン化を諮って行きたいと考えております。

情報関係の技術革新は凄まじいものがあり、我々も乗り遅れないようにするのに必死であります。何とか、使い勝手のよいものに近づけますよう、取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

福祉保健課長（山下 俊和）

村岡議員、ご質問の視覚障がい者及び聴覚障がい者等へのプロバイダー契約に係る一部助成についてお答えいたします。

先に政策企画課より、お答えしたとおり、今回の本町のホームページのリニューアルでは、視覚障がい者の方等への対応は十分にできていないのが現状でございます。

また、視覚障がい者の方等へのプロバイダー契約に係る一部助成を実施している自治体は、私の知る範囲においては、確認されていないのが現状でございます。

しかし、視覚障がいの方等がパソコンやインターネットを全く利用していないかとなると、一部の方は利用をされております。

視覚障がい者の方等がパソコンを利用する場合、スクリーンリーダーと呼ばれるパソコンの画面の読み上げソフトが利用され、また、ネットリーダーと組み合わせることで、インターネットの画面の読み上げを行うことができるようになっております。

キーボード等の操作に関しても、視覚障がい者の方等が操作しやすい周辺機器やソフトが利用されております。

また、パソコンの音声出力に対しては、聴覚障がい者の方用に、手話通訳ソフトと呼ばれる画面上のアニメの人形が手話通訳をするものも利用されております。

これらの機器やソフトは、障害者自立支援法、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の中で、所得により一部自己負担をしていただきますが、視覚障がい者用活字読み上げ装置、情報通信支援用具、聴覚障がい者用情報受信装置として、障がいのある方が情報の取得等を行うことに対して、支援できるようになっておりますが、プロバイダー契約に係る一部助成については、障がい者福祉の中で、現在のところ考えることが難しく、今後、国等の福祉制度の動向によって、検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます、村岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありま

したが、村岡議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（村岡 清邦）

丁寧なご答弁を頂きまして、一つは視覚、聴覚障がい者に対するプロバイダー契約、一部助成する事は出来ないか、この部分に関しましては、今後ですね多度津町のホームページがさらに充実をされ、音声についても使用が可能な状況になる事とか、或いは障がい者等の機器等の補助についても充実がなされる、そんな考え方でもって進めていただくという事で、強く要望をさせていただきたいというふうに思います。

次に、瀬戸内芸術祭の開催の事についてでございますが、3月20日までの間における周知が、多度津町としてどのような形で行ったのでしょうかという事を、多度津町の言うたら作成をした資料、そうしたものがあつたのかどうか、その事が住民に対して瀬戸内芸術祭を多度津町も本腰で頑張っているよ、この事が示されるのではなかったのかな、香川県全体のチラシを各所各所でお配りする事も、非常に大切な事と受け止めておりますが、多度津町もしっかりとこの周知を行っていただきたかったという事で、これはもう期間が3月20日にはちょっと間に合わないのかなという事で、今後ですね、その周知に向けては力一杯の努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、輸送の関係につきましては、先程、本島、高見島、栗島への島から島へ渡って行く、この事についてまさに瀬戸内海、小柳ルミ子さんがですね瀬戸の花嫁を歌った時に、島から島へと渡って行く、こういうお考えがですね、瀬戸内芸術祭に活かされている、この事は非常に嬉しく思うものでございます。そうした中で、多度津町がですね、今後ですねこの資源を活用する部分について、今一つお願いをしたいというふうに思うのですが、やっぱりその色んな行事をやってですね、活性化をしていく、交流人口を増やしていく、この事に関しては月に1回ぐらいはですね、何かの行事を実施をしながらその作品を鑑賞していただく、こうした事も必要でないかな、それから準備が7月から始まる、こういう事でございますが、船の臨時便はですね開催期間の10月5日から1ヶ月間臨時便を出しましょうという事なんです、私はあの東京スカイツリーがですね、出来るまでにどのような行けるのかな、こんな事をたくさんの方々が見に来ていただいた、この事を思えばですね、高見島に設置をされる作品が、7月の夏休みの期間ですね、どのような形で順次進んでいくのかな、こんな事も見学に行けるような体制をですね、是非整えていただきたいというふうに思うものです。

それは、先日ですね高見島、佐柳島のスローライフアイランドというようなチラシを出されております。この中にですね、少し淋しいんですが注意事項としてですね、レストランやコンビニエンスストアなどの食品等を販売していると

ころはありません、こういうような事なんですが、出来ればですね、7月の夏休みぐらいからは、こうした簡易的なものが販売が出来るような体制は取れないのかな、この事について質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

産業課長（岡 敦憲）

村岡議員の販売等についてのご質問にお答えいたします。

一切合切が国際芸術祭という事で、店を開くとかそういった部分について、県の実行委員会の許可がいるようになります。現在のところ、何人かの方が来られて話を聞いております。

ある程度県の方へ申し上げておりますけれども、県の方で了解いただけるのは、例えば、島の方が行く、漁業に携わっている人が行くとか、そういったところではある程度魚介類とか抜きにしてオッケーですよ、ただし、業者さんといえますか、他の方が来る場合はちょっとご遠慮願いたいというところで、実行委員会からの方からも言われております。

また、町内の各団体の方からも出店というか、出来ないかという問い合わせもありますので、順次そういったご相談があった場合には、県の方に連絡を密にして期間外でもできるのであれば、そういった事は可能な、こちらの方も進めたいと思っております。以上です。

議長（門 瀧雄）

これをもって、6番村岡議員の質問を終わります。

次に、11番尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

11番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成25年3月、多度津町議会第1回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町民の生活交通を保障するコミュニティバスの運行について、2、子供の医療費、中学卒業までの無料化について、3、住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度についての3点を一般質問をいたします。

まず、一般質問に先立ち、本日は3月11日、東日本大震災から2年が経過をし、3年目を迎えました。いまだかつて日本が経験したことがない大震災と原発事故の巨大複合災害による未曾有の被害は、避難生活が長期化をし、被災地の暮らしや仕事にさまざまな深刻な問題を引き起こし、その多くは解決されていない状況に対し、国の責任において一刻も早い地域本位の災害復興への整備、再建の実現、そして避難者の救済を強く望むものであります。

さて、まず最初に、町民の生活交通を保障するコミュニティバスの運行についてであります。

第 2 次世界大戦に敗戦した日本は、東西冷戦の激化の中で急速な復興を遂げ、1960 年代には高度経済成長期に入り、この高度経済成長期の過程で経済構造、産業構造は大きく変化をし、地域構造や輸送構造もそれに連れて変貌していったわけであります。高度経済成長期における政府の諸政策により、引き継がれた主要な事態として過密過疎の発生があり、その引き金としてエネルギー革命や資源、食料の海外依存があげられます。

そして、それらの政策により北海道、九州を初めとする全国各地の石炭産業が崩壊をし、そうした仕事に従事していた地域住民は職を求め、日本民族大移動といわれるほど、大量に太平洋ベルト地帯に位置する大都市近郊へ移住したわけであります。都市は過密ゆえに引き起こされる交通問題に悩み、地方は過疎ゆえに引き起こされる交通問題に悩むという構図がこうしてつくられ、この 50 年間増幅し、矛盾が激化をし、過疎過密の進展により公共交通機関の利用者の増減が大きくもたらされたことでもあります。この過疎過密は、その後東京一極集中を先鋭化し、一層交通利用の矛盾を広げ、首都圏では公共交通の輸送力が今も著しく不足をし、殺人的な通勤地獄が展開されております。

また、地方部では、沿線人口が著しく減少し、地方公共交通は利用者減から経営危機に陥り、そのサービスを切り下げ、また運賃値上げを展開したため、沿線住民はマイカー、モータリゼーションに全面的に依存せずには生活できない状況になり、とりわけ地方鉄道利用者数は著しく減少し、その役割はもう終わったという人もいる状況になっております。

高度経済成長期における政府の諸政策により引き起こされた事態にこのマイカー、モータリゼーションがあり、政府は自動車産業及び電機産業を国の基幹産業、戦略産業と位置づけ、育成に力を注ぎ、大量生産による製品価格低下や消費者ローン制度等の後押しで自家用車は急速な普及を見たわけであります。こうした日本の政府の政策貫徹は、都市とローカル地域とでは交通利用の実態には著しい違いがあり、政府の施策としてのマイカー、モータリゼーションが推進されたものの、今では我が国の交通問題を解決するものとは言えず、マイカーという私的交通手段はもはや交通手段として環境破壊と渋滞、事故の多発化等により破綻している状況であります。

まず、そうした環境条件を考えれば、現在の日本の交通社会のあり方は、1、長命長寿社会到来による移動制約者の著しい増加、2、石油価格の高騰、枯渇、3、地球温暖化防止、迫られる低炭素化社会への迅速な対応があげられると思われます。これまでも交通は広域的で、一つの市町村域内ではとどまらない点が指摘されており、市町村バスの運行において隣接市町村への運行が隣接地域の住民から強く希望されていても町域や村域を超えては運行されてこなかったことがあり、広域的な運行は必要であり、広域交通問題は十分に改善し得るも

ので、例えばごみ処理、下水処理など、一部事務組合方式を採用すればよいのであります。

21 世紀の長寿社会の到来の中で人々が生き生きと自由に移動できる社会の到来に向けて、人と環境に優しい公共交通機関の実現が切に望まれており、特にコミュニティーバスは、低公害化や低床化等、車両面の改善、運賃の乗り継ぎ割引など、ソフト面の改善が必要であります。公共交通の空白地域の増大により、マイカー利用者増と移動制約者層とにさらに大きく分離される状況が激化しつつある中で、バスをいつまでも住み続けられるまちづくりを実際的に保障する地域の公共施設として位置づけ、地元、自治体、利用者が一体となって育成する情熱を持つならば、公共交通改善の展望は大きく開けてくるものであります。地方自治体としての基礎自治体に地域の交通政策を立案をし、実現する権限や財源がない点を早急に改善することが極めて大きな課題と言えるのではないのでしょうか。

また、日本は世界で有数の高齢国になりつつあります。今後ますます高齢化が進むのは確実なだけに、単なる与件、背景とする位置づけだけではなく今後長期にわたってメインの対策とすることが必要で、かつてマイカー、モータリゼーション推進政策が国の高度経済成長に必要と考え、国家最重要の政策と位置づけられたように高齢者政策を最重点に取り組むことが必要であり、今は元気な青年、壮年層もいずれは我々も含めて高齢者に確実になるのであります。そのためにも地域での公共交通をしっかりと整備すれば、地域全体の暮らしやすさが大幅アップするわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、1998年、運転免許の自主返納制度が始まって15年になりますが、平成25年3月1日では何名か。

2点目に、町内でのマイカー所有台数は何台か。世帯別では何台ぐらいか。また、男性、女性の免許取得率及びうち75歳以上の免許取得率は何%か。

3点目には、社会福祉協議会のお買い物福祉バスの利用状況と人数はどのくらいか。

4点目に、コミュニティーバスの定住圏構想での市町間連携として、ごみ処理、下水道処理など、広域化運行として一部事務組合方式を採用して実施すべきかどうか。

5点目に、従来の地域公共交通活性化及び再生に関する法律にかわって国土交通省の生活交通サバイバル戦略での地域公共交通確保維持改善事業では、生活交通の存続が危機に瀕している地域等における地域最適な移動手段の提供と駅のバリアフリー化等、移動に当たってのさまざまな障がい解消するとして、24年度に前年比1.09、332億円を予算計上しており、陸上交通の確保維持事業

として新規の調査事業が補助対象となっており、活用できないのかどうか。

6 点目に、一日も早く町民、行政、交通事業者などの公共交通協議会を立ち上げて、コミュニティーバスのデマンドタイプ、乗り合いタクシーでのデマンドタイプ、生活交通総合システム、シーバスシステム等の具体事例を取り上げ検討すべきと思うがどうか。

7 点目に、高齢化率の急上昇で自動車に頼れない交通弱者の急増が懸念される中、安全で快適に移動できる公共交通の維持、確保を目的での公共交通利用促進条例の制定をすべきと思うがどうか。また、交通手段の確保としての乗り合いタクシーなど、高齢になっても地域に住める方法を考えてはどうか。政策企画課では検討し、取り組んでいるのかどうか。

8 点目に、当面乗りあわせて利用できるタクシー券を 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者に往復券として支給してほしいという強い要望が出ているが、町としてはどのように考え、対策を立てるのか。また、75 歳以上のひとり暮らしの高齢者は、町内に何名いるのか。

次に、子供の医療費、中学卒業まで無料化についてであります。

子供の医療費、窓口負担を無料化をし軽減する取り組みが全国に広がっております。子供の医療費無料化を求める取り組みは、1961 年、昭和 36 年、岩手県沢内村、現在では西和賀町のゼロ歳児医療費無料化に始まり、1968 年、昭和 43 年、新日本婦人の会が全国に運動を呼びかけたことで急速に広がっていきました。以来、52 年もの長い歴史の中で日本全国で医療費助成が実現をしてきております。

現在、子供の医療費に対する国の助成制度はありません。各都道府県、市町村の助成制度には、対象年齢、所得制限、一部負担の有無など、各自治体によって大きな格差があり、子供たちの命と健康を守り、子育て世帯を応援するためには国の制度が少子化の中で今こそ必要となってきました。就学前の子供の医療費を所得制限なしで無料化をする国の制度を確立をし、その共通の制度の上に自治体独自の助成制度をさらに前進させていけば、現在就学前児童の医療費の窓口負担は 2 割であり、その部分を全額公費で拠出すれば、国の無料化制度が実現できるわけであります。必要な財源は年間 3,000 億円であり、大型公共事業や軍事費、大企業、大資産家への優遇税制など、国の歳出、歳入のごく一部を見直すだけで十分に確保できる金額であり、地方の各自治体も負担が軽減できるわけであります。

助成制度による子供の医療費の支給方法には、医療機関の窓口での支払いを無料にする現物方式と医療機関の窓口で一旦支払い、その後医療機関や自治体に書類申請をして後日返還を受ける償還払い方式があります。子供が急病のとき、お金の心配なしに医者に飛び込める、こういう制度があつてこそ安心して利用

でき、制度への信頼も増します。償還払い方式では、病院、診療所の窓口で一旦立てかえ払いをし、その後自治体の窓口で請求手続に出向くなどをしなければ助成を受けられません。煩雑な手続のために申請を諦めてしまうケースも出ております。現物給付方式のほうが子供の命と健康を守り、子育て世帯を応援するという制度の目的をより確実に果たせることは明らかであります。

現物方式、つまり窓口無料を採用している自治体では、多くの場合、市区町がそれぞれの医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会などと協議をし、協力を得て契約を結び、行政は対象となる児童あるいは保護者に医療証を発行し、利用者は診察時、医療機関の窓口でこの医療証と保険証を提示するだけで窓口負担は無料となり、その後医療機関と保険者、行政との間で直接請求や支払いが行われるわけであります。子供を持つ保護者の皆さんからの要望では、償還払い方式から現物給付方式への改善、転換を強く求められているところであります。

多度津町では、このたび、平成 25 年 4 月 1 日実施予定での新たに中学校卒業までの入院に係る医療費助成制度を実施するため、助成対象者や助成方法等についての諸規定を整備するものとしてこの本会議に条例が上程、制定される運びとなっているのは、乳幼児医療費支給事業としては丸亀市並みに一歩前進したと言えることであります。

しかし、近隣における中讃地区では、丸亀市、坂出市、坂出市はことしから丸亀市並みに、また宇多津町、多度津町の 2 市 2 町を除き、善通寺市、綾川町、琴平町、まんのう町の 1 市 3 町、また西讃地区では、観音寺市が中学卒業まで医療費が無料化され、現物給付、就学後は償還払いであります。しかし、市内では併用レセプトを使用しない現物となっております。そしてまた、お隣の三豊市では、中学卒業まで現物支給となっているわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1 点目は、宇多津町が小学 3 年生まで対象年齢を引き上げているので、我が多度津町でも同和行政を終結すれば、現行より 1 歳、対象年齢を引き上げて実施することができるかどうか。

2 点目に、子供の医療費、中学卒業まで入院費は無料化になる予定だが、償還払いではなく窓口無料化となっているのかどうか。また、町内の病院では、入院費が窓口無料化になっているのかどうか。

3 点目に、国に対して子供の医療費無料化は、国の制度として確立することを強く要望すべきと思うかどうか。

最後に、住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度についてであります。この両制度については、公共事業予算が減少し、中小建設業者は仕事が激減、仕おこしの上で大事な制度となっており、住民にも中小業者にも喜ばれており、

この制度の実施自治体が今全国各地に広がってきております。

住宅リフォーム助成制度については、個人が住宅のリフォーム、修繕や改善を行う際、地元の建設業者に発注するという条件で地方自治体がこのリフォーム費用に一定の補助を行う制度であります。これまでもバリアフリーや耐震工事などに限定し補助金を出す制度はありましたが、近年の住宅リフォーム助成制度はこうした限定を取り払い、屋根や外壁の張りかえや塗装に工事額の一定額を補助するというもので、中小建設業者の仕事おこしにも役立ち、地域経済に大きな波及効果を持っております。

また、景気対策としても効果的で、地域経済にお金を回し、関連中小業者の売上増、雇用の拡大と安定をもたらしております。特に、住宅リフォーム助成は、住民の住宅リフォーム意欲を刺激し、膨大なリフォーム工事を生み出すため、全国で商工業者や建設業者などの働きかけにより導入する自治体が急速にふえている状況であります。

また、中小建設業者は、地域のインフラづくり、防災などで重要な役割を担っております。

住宅投資をめぐっては、近年新設住宅着工件数が大幅に減少する一方、設備の改善、バリアフリーや耐震、最近では断熱などの住宅リフォームへの要求が高まっているのが特徴であります。そして、住宅リフォームはお祝いごととしての波及効果もあり、料理の仕出し店、飲食店にまで仕事が回るなど、関連業種は 300 にも及び、各地で助成額の 8 倍から 30 倍という大きなものになっております。

また、中小建設業者にとっては、下請ではなく直接仕事を受ける元請となれるのも魅力であります。

このように、住宅リフォーム制度や小規模工事登録制度は、住民の要望に応え、仕おこしともなり、地域経済循環を促進をし、所得を得た業者が納税するなど、地方自治体の税収もふやす施策であります。

県下では既にさぬき市が住宅リフォーム促進支援事業として実施しており、この住宅リフォーム助成は、市民の皆さんに大きな反響があり、発注する方も業者さんも喜んでくれているとのことであります。それは、「小さい仕事はゼネコンではできない、地元には大工さんもいれば小さな商店もある、そういった人たちに頑張ってもらいたい」とは、大山さぬき市長のコメントであります。

ちなみに、平成 24 年度の住宅リフォーム予算は 2,000 万円ですが、工事費の最高限度額は 200 万円とし、その工事費の 1 割 20 万円を限度にさぬき市の共通商品券の形で支給、既に昨年 9 月の時点では 600 万円余りを助成しており、事業費にすると単純計算でも 6,000 万円を超えているとのことでございました。そして、その後問い合わせや希望も数多くあり、好評のため追加募集も行い、

2月20日、ことしの時点で1期、2期募集で140件の申し込みがあり、補助金として1,930万円、総工事費が2億3,000万円強とのことであります。交付対象工事としての住宅で多いのが外壁の塗装、屋根のふきかえ及び塗装、水回り、つまり浴室、台所、トイレ、エコキュート、オール電化工事とのことであります。住民や業者からは、実施に当たって工事費を50万円以上を20万円以上にしてほしい、募集方法や期間など、使いやすい、利用しやすい制度にしてほしいとの強い要望も出ており、さぬき市としても都市計画課が受付窓口となっており、平成24年度から平成26年の3カ年かけて効果の検証を行うとのことであります。

そして、この住宅リフォーム助成制度はまだ始まったばかりで今後の運用が大切であり、県の耐震改修ともセットでも使えるようにしているとのことであります。

お隣の三豊市では、「三豊市軽微な工事に係る競争入札等参加者の資格及び指名に関する規程」として小規模工事登録制度を実施をしております。この制度は、地方自治体が発注する工事、主に修繕、改善等について一定金額以下のものは入札によらずにあらかじめ登録していた中小業者に随意契約で発注する制度であり、小規模工事契約希望者登録制度とも言われております。

小規模工事登録制度とは、地方自治法の第234条に基づく随意契約の創造的運用を図ったものであります。地方自治法第234条は、契約の締結について、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するものとする——これは、同条第1項でございます——としております。随意契約については、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができるとしてあります。

そして、地方自治法施行令第167条の2で随意契約によることができる場合について定め、契約の種類に応じて予定価格の金額の範囲、上限を定めております。ちなみに、工事または製造の請負については、都道府県及び指定都市は250万円、市町村は130万円となっております。

三豊市の規定では、第3条として、「軽微な工事に係る競争入札等の対象工事は、業種分類表に掲げる業種の内容ごとの設計金額がおおむね30万円未満で内容が簡易でかつ履行の確保が容易な修繕、小規模工事とする。ただし、緊急を要する場合、または適当でないと認めた場合はこの限りではない」と明記されております。

そして、業種では、建築が11種類、内装が9種類、設備が8種類、造園3種類、塗装が5種類、ガラス3種類、その他1となっているわけであります。

三豊市では、30万円では金額が低過ぎて受注する側では実効性に乏しく、金額の増額を求める要望も上がっているとのことであります。

このように、小規模事業者の受注機会を拡大をし、積極的に活用することによって市内経済の活性化が図られており、大変喜ばれております。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、さぬき市の住宅リフォーム助成制度、三豊市の小規模工事登録制度についての取り組みでは、地元の経済波及効果が高いと評判になっているが、町としてはどのように考えているのか。また、実際に前向きに取り組んでいくことを検討してはどうか。

2点目に、町独自の住宅リフォーム助成制度をつくり県の補助事業と組み合わせればより大きい経済波及効果が得られ、取り組むべきと思うが、町としてはどのように考えているのか。

3点目に、昭和56年6月に建築物の耐震基準が大きく変わり、これ以前の住宅は壁の量が少なく、基礎も玉石や鉄筋の入っていないコンクリートなど、補強の必要なものが多くなっており、昭和56年5月以前に建てられた築30年以上の家について県の木造住宅への補助事業としての耐震診断、耐震改修が受けられるが、現在までに町では何件の申請があり、実施され、補助を受けたのは何件で総工事費は幾らになっているのか。

4点目に、今年度の県の予算では、耐震診断の限度額が現行6万円から1万円アップの7万円に、耐震改修では限度額が現行60万円から30万円アップの90万円になるとのことだが、この補助申請の窓口及び周知方法はどのようにするのか。また、耐震診断有資格者が町内に20名いるとのことだが、氏名の公表はどのようにしているのか。

5点目に、県は中小企業振興条例を昨年の7月17日に制定しているが、町はどうなのか。

以上、こんな暮らしがしたい、意見を出せる場所がある、人ありき、暮らしありき、地域ありき、未来に残せるすばらしいものがある多度津町としての取り組みについての3点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

議長（門 瀧雄）

この答弁については、1時10分から再開いたします。よろしく願いいたします。

休憩 12時07分

再開 13時10分

議長（門 瀧雄）

それでは、午前に引き続き再開をいたします。

尾崎議員さんの答弁をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のご質問のうち、子供の医療費無料化等子育て支援策についてお答えをしてみたいです。

乳幼児の医療費無料化については、現在 7 歳未満児となっていますが、加えて平成 25 年度より中学校卒業までの入院に係る医療費を助成することとしました。保育所につきましては、第 3 子以降 4 歳未満児の保育料免除を引き続き実施していくことなどにより、保護者の負担は国の徴収基準の 6 割程度に抑制されております。保育所への入所利用機会の確保や現在進行中の幼稚園舎の耐震補強等、また小・中学校の子育てに係るサービス環境の整備も含めた複合的な施策を展開しております。今後も町の財政状況を十分考慮しながらできるだけ子育て支援に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問に対しましては各担当課長より答弁してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

住民課長（神原 宏一）

尾崎議員ご質問のうち、子供の医療費の中学校卒業までの無料化について答弁を申し上げます。

先ほど町長が申しあげましたように、平成 25 年度から子育て支援医療費助成制度を創設することとし、条例案を上程し、その給付費として 400 万円を平成 25 年度一般会計当初予算案に計上したところでございます。

そこで、議員ご質問の 1 点目でございます。

昨年 3 月定例会での答弁を初め、何度か答弁を申し上げているところでございますが、現在の乳幼児医療費助成制度の対象年齢を 7 歳未満から 1 歳拡充いたしますと 550 万円、中学校卒業までに拡充いたしますと 5,000 万円の新たな財源が必要になると推計しております。

また、先ほど町長が申しあげましたように、本町では、経済的な支援ばかりでなく、保育所や幼稚園、小・中学校等の子育てに係るサービス環境の整備等、複合的に施策を展開しているところでございます。

また、これまで子育て支援策には重点的に予算が配分されてきたところであり、さらに制度を拡充する場合には町財政全体の中で他のさまざまな施策とのバランスをとることが重要であると考えております。

したがって、議員ご質問の趣旨での対応につきましては考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、2 点目でございます。

乳幼児医療費助成制度におきましては、県内の医療機関での受診について、入院、入院外にかかわらず受給者証を提示することにより窓口での支払いの必要のない現物給付となっております。

しかし、子育て支援医療費助成制度は、入院に係る医療費に限られることから、受給資格を認定した後、申請をいただき、助成を行うという、いわゆる償還払いとしています。対象となる中学校卒業までの児童・生徒は多数でございますが、そのうち入院する者は限られるため、あらかじめ全員に受給者証を交付することは非効率であると考えています。また、入院時に受給者証を交付するにしても、その有効期間の設定方法や入院外で使用してしまう可能性などを考慮いたしますとかえって混乱を招く要因になりかねません。そのような事情から本制度では償還払いとしたものでございます。

次に、3点目でございます。

従来より、国は医療サービスの提供を受けることに対して受診者が一定の負担をすることを原則とし、乳幼児医療費を無料化する施策の妥当性、他の少子化施策との均衡等を考慮すると、制度の創設は困難であるという考え方を持っています。これに対し、全国の都道府県、市町村は、地方六団体の活動を通じて国に対して要望を重ねているところでございます。全国町村会でも、社会保障と税の一体改革や政権交代後の社会保障制度国民会議等の場において乳幼児医療費助成制度を初めとする少子化対策の必要性を訴えているところでございます。

また、本町におきましては、毎年度香川県町村会を通じて、香川県に福祉医療制度の拡充を要望しているところであり、そうした要望により、香川県の福祉医療制度も少しずつ拡充されてきたところでございます。今後も地方6団体が足並みをそろえ、国と地方の協議の場等で要望を続けていくことになると思いますが、本町としても、香川県町村会に働きかけ、引き続き強く要望してまいります。

以上、子供の医療費の中学校卒業までの無料化について答弁を申し上げました。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の町民の生活交通を保証するコミュニティーバスの運行についてのご質問にお答えします。

1点目の運転免許自主返納についてでございますが、丸亀署で受け付けたものは、平成22年中においては男性4名、女性5名の計9名、平成23年中においては男性7名、女性5名の計12名、平成24年中は男性9名、女性11名の計20名と、最近は増加をしております。

また、平成25年1月末現在で男性1名、女性2名の計3名の返納がありました。

2点目の町内での車の台数は、町としてのデータは持ち合わせておりませんが、四国陸運局の平成23年版自動車数の推移によりますと、貨物3,288台、乗用1

万 3,262 台となっています。

また、世帯別のデータについては不明でございます。

次に、運転免許の保有状況については、県の資料によりますと、平成 23 年 12 月 1 日現在、男性 74.4%、女性 61.7%の免許取得率となっています。75 歳以上の免許取得率については不明でございます。

4 点目の定住自立圏構想でのコミュニティーバスの広域運行とのことですが、昨年コミュニティーバスの市町間連携事業について、丸亀市のバス路線延長及び新規路線の整備を協議しましたが、相当の財政負担を生じること、一度実施すると廃止が難しいこと等の要因で路線の拡大は難しいことで意見の一致を見ているところでございます。

5 点目の地域公共交通確保維持改善事業で陸上交通の確保維持事業として新規の調査事業が補助を受けてできないか、6 点目の公共交通協議会の設立、7 点目の公共交通利用促進条例の制定についてのご質問でございますが、各自治体の行政面積、人口規模、交通弱者の状況など、さまざまな要因により設立や制定をしているところもあるようですが、大規模な自治体であり、多度津町の実態にはなじまないものと考えております。

8 点目の 75 歳以上のひとり暮らしの高齢者にタクシー券を支給をしてはとのことですが、町内にひとり暮らしの高齢者は約 1,000 人でないかと思います。タクシー券の支給については難しいと思いますが、交通弱者対策についてはさまざまな方法があると思います。この財源については全額単独費となりますので、今後迎える超高齢化社会の中で限りある財源の効率的な活用を考え、総合的に検討していかなければならないと考えております。

以上、簡単ではありますが、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健課長（山下 俊和）

尾崎議員のご質問のコミュニティーバス運行についての 3 番目の、町社会福祉協議会の買い物ツアー利用状況についてお答えいたします。

平成 24 年 10 月から開始いたしました買い物ツアーは、毎月の町広報の中でお知らせをしておりますように、週に 1 回、火曜日または水曜日に実施をしております、マイクロバスの駐車の関係でビックでの買い物が中心となっているようですが、その利用状況は、5 カ月間の実績報告によりますと、月当たりの延べ利用人数が 30 人から 50 人、月当たりの 1 回平均利用人数が 8 人から 10 人となっております。

以上、まことに簡単ですが、尾崎議員の町社会福祉協議会の買い物ツアー利用状況についての答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

尾崎議員ご質問の3番目の1点目、住宅リフォーム助成制度及び小規模工事登録制度についてでございますが、平成22年12月議会で住宅リフォーム助成及び小規模工事登録制度についての答弁をいたしておりますが、当制度等の創設、運用については現時点も同様であり、考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目といたしまして、町独自の住宅リフォーム助成制度と県の補助事業等を組み合わせてはというご質問でございますが、1つ目の質問でも答弁申し上げましたとおり、本町では、寝たきり老人等の高齢者や重度身体障がい者の方が在宅での生活を容易にするため、住宅を改造しようとする場合にその改造費用の一部を補助する多度津町高齢者・障がい者住宅改造促進事業補助金交付要綱を定めており、福祉行政の観点から必要な方に支援を行っているところでございます。

また、耐震対策助成につきましては、平成23年度より、多度津町民間住宅耐震対策支援事業に基づき、耐震改修部分に限り助成いたしておりますが、住宅リフォーム助成制度の創設については現在考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

3点目についてですが、先ほど庄野議員の一般質問に対する答弁を申し上げますけれども、耐震診断の申請件数につきましては4件で、改修工事は3件でございます。補助、これは国、県、町でございますが、その総額は24年度で診断23万1,000円、補助ベースです、改修159万6,000円となっています。したがって、改修の補助率は2分の1でありますので、総工事費としての耐震部分のみの申請でありますので、補助額の倍以上であると思われます。

4つ目の耐震対策補助関係の窓口は、従来どおり建設課で対応をいたします。周知につきましては、ポスター掲示、広報紙掲載、また多度津町ホームページにて掲載し、周知に努めてまいります。耐震診断技術者につきましては、建築士の資格を有し、香川県主催による木造住宅耐震対策講習会を受講された方の名簿につきましては、建設課窓口にて閲覧となっております。今後も、この制度を少しでも多くの町民の方々に利用していただき、耐震化に取り組み、町民の安全を確保するために取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

産業課長（岡 敦憲）

尾崎議員のご質問のうち、中小企業振興条例制定の有無についてのご質問にお答えいたします。

尾崎議員がおっしゃるように、香川県では昨年の7月17日に制定しております。また、丸亀市においては、丸亀市産業振興条例を制定し、中小企業の方ばかりでなく農林水産業、観光あるいは伝統工芸などの産業分野にまで幅広く振

興しようとしております。近隣市町では、中小企業融資条例などにより支援しているところであり、本町においても平成 17 年 10 月 26 日に多度津町中小企業融資規定を制定し、支援を行っているところであります。

ご指摘のいわゆる多度津町中小企業振興条例の制定について考えているかどうかであります。現在のところ、中小企業に特化したものは考えておりません。現在行っておる融資制度を継続していくのか、丸亀市のように産業全体を視野に入れた条例づくりに向かうのか、これから研究していきたいと考えております。

尾崎議員のご質問のうち、中小企業振興条例制定の有無については以上のように考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありました。尾崎議員さん、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第 1 点目のコミュニティーバスの運行でございますが、先ほどでは、高齢者が、75 歳以上の方が 1,000 人ということでございます。この方は、やはり足がない、つまり健康センターへ行くのにもタクシーを利用しなければならない、健診は受けないかん、しかし実際問題として非常に苦勞している。やっぱり今命と健康を守っていくというのが本当に大変な状況で、1 年ごとに年齢を重ねていくわけですから、そういう意味において町の施策が今のところは余り考えられてないということでございますが、今後やっぱりこの高齢者対策としてコミュニティーバスそのものにもいろいろな方法があるんですが、そういう意味で定住促進策の一環として取り扱っていただきたいと思うのですが、どういうふうに考えておるかということを再度お聞きしたいと思います。

それから、医療費の中学校卒業の分ですが、やっぱり償還払いと現物給付には、先ほど説明があって入院だけ窓口無料化にする、現物給付にするのは難しいという答弁であります。三豊市はもう既にそういう意味については中学校卒業までということで一貫してそういう方策をとっています。近隣の市町でも、町内と町外ということで無料化の線を出しているわけであり。そういう意味で、利用者の立場からいいますと非常に手続が煩雑だということで、将来は子供の医療費、中学卒までの無料化にしてほしいという意見が強いわけであり。す。

それから、先ほど言いました 1 歳年齢アップできないかということは非常に財源的に厳しいということでございます。

しかし、多度津町においても、こういう子育て支援をしていかなければなら

か子供が、若い人が、定住人口が減っていくということで、負担を軽減するためにこの取り組みについて私が述べましたのは、そういう一つの、1歳でも年齢を引き上げることが大事なんだと思うんですが、再度それをお伺いしたらと思います。

それから、住宅リフォームの助成制度ですが、もう既にご存じのとおり、先ほど一般質問しましたが、さぬき市ではもう既にそのようにやっております。住宅リフォーム助成制度については、中小業者が非常に喜ばれておるということでございますが、そういう意味において、今住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度がミックスするというんですか、かたや三豊市はまだ住宅リフォーム制度まではいってないんですが、現在発注しております、特に小学校、これが既に小学校の障がい者用の女子トイレの便座取りかえ工事、これがやられております。

それから、もう一点が小学校のふれあい教室、タイルカーペット、カーペット張りの工事です、こういうのが見積もりをして出すということでございます。現物の説明会については、これは説明会はないんだと、各自で現場での確認をするというふうにしておるそうでございます。現実に見積金額は消費税抜きで金額の記載をしていったらいいということで、三豊市独自のそういう様式でしているということで、非常にそういう小規模の工事というのが非常に町も公共施設でありますから、そういうのが、修理、修繕、大変たくさん出てくると思うので、これについて実際従業員数とかその一定の工事施工者が小規模の人には非常に大きな役割を果たしていると聞いております。

そういう意味で、ぜひこの住宅リフォーム助成制度と小規模工事登録制度については、ぜひ今後とも検討して取り組んでいっていただきたいと思います。これについて、そういう工事の地域振興ということで、ぜひ政策企画課でもこういうものを一つ取り上げていったらどうかということで、政策企画課では考えているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それから、この住宅リフォーム制度は、やっぱり今、多度津町内の古い住宅がたくさんあります。やっぱり保存すべき建造物としての住宅の改修が必要と思われておるんですが、そういう制度として導入についての考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の再質問のコミュニティーバスについてお答えいたします。

議員さん言われたとおり、高齢者対策についてのコミュニティーバスの運行、それが定住化促進の一環として、あるいは町の政策として考えられないかということでございます。ごもっともなご意見だと思います。

現時点で、先ほど答弁しましたことにつきましては、現時点でその効果が薄いということを考えられます。ただ、5年、10年先に交通弱者といいますか、一人の方が交通の便が不便だということが十分にそれはもう間違いなく想定されることだと思います。そういう中で、どれだけ費用対効果があらわれるかということで各施策について検討をしていくという考えでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げて答弁いたします。

住民課長（神原 宏一）

尾崎議員の先ほどのご質問のうち、償還払い、現物給付の関係でございますけれども、償還払いにするということについては、今回の子育て支援医療費の助成については入院という限られた中でということでございますので、先ほども申し上げましたように、受給者証の交付ということはかえって混乱を招くというようなことがありますので、今後制度がもう一段拡充したり、そういうことの中で考えていきたいと思えます。

それと同様に、1歳刻みで拡充していくというお話でございましたが、これについても一度始めると5年、10年、20年、長期的に財政的にいけるかどうかということも考慮してまいらなければいけないと思えますし、そういった中で、全体の子育て支援策、あるいは町全体の政策の中でこういった位置づけをするかということを決めた上でないと、なかなか拡充ということでございますけれども進めていけないという事情がございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

建設課長（島田 和博）

尾崎議員、再質問についてでございますが、住宅リフォームの部分と小規模登録とのお話でございますが、前段でもお話を申し上げたとおり、全ての人を対象としたリフォームということについての補助は、やはりこれは相当な予算もかかりますし、それぞれ、確かに耐震と耐震の工事をするときにリフォームということも考えられんことはありません。

やはり壁の補強をする、柱の補強をするときに、その座を全てやるという方もおられるかも知れませんが、今のところ、現状的な耐震は耐震、そして福祉行政の中の一環的などうしてもそれが必要であるという場合についての方についてのことでありますから、全ての方を対象についての住宅リフォームの補助というのは今のところ考えられません。

それと、小規模登録とのお話でございますが、我々は現在、随意契約の中では、指名願が出ておろうが出ていまいが、2社、2社の随意契約の比較によってとれることには小規模になっておりますが、ただ指名願、何百社という中の町内の何百という中の中で全部、全ての指名願を出された人にまだ出し終えていま

せん。そういう中で、全てのこの小規模の部分までいくということについては、なかなかそんだけ需要がないということでございます。確かに議員さんおっしゃるように全ての町内の景気なり、それが拡大すればいいんですけども、指名をいただいております方々全てに今でも当たっておりませんので、そこまでの拡充は今のところ考えておりません。

以上です。

政策企画課（岡部 登）

尾崎議員さんの住宅リフォーム助成及び小規模工事登録制度につきましては、ただいま建設課のほうより答弁を申し上げたとおり考えておりませんので、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再々質問いたします。

では、第1点目の公共交通が今町にはないということでございますから、列車はあるんですが、電車はあるんですがそれはないということで、具体的に先ほど質問いたしましたが、75歳以上の方の高齢者の足を確保するのはどういうふうなのがあるのかをお聞きしたいと思います。

それから、子供医療費の中学卒までの無料化については、非常に1歳刻みでも長期的な財政が必要だということでございますが、これについてのこの中讃区域でも年齢がずっと対象が、範囲が広がってきておるんですが、今後の近々の見通しについて、再度質問したいと思います。

それから、住宅リフォームの助成制度ですが、これはやはり入札とか指名というんができないという意味で拡充できないということではあるんですが、別にこの住宅リフォーム助成制度が全ての人を対象で財源がたくさん要するというんでなくて、ほかのところは、町の財政である程度そういう制度をつくってるところは最初は試験的に金額、例えば500万円とか、町の財政の許す範囲で、市の財政の許す範囲で500万円とか1,000万円とか、その実績に応じてまた再度予算を組んでいって、結果的にそれが、税金がまた還流するということで、先ほど言いましたように、さぬき市のほうでは地域で、町からの地域の商品券で、つまり市内の商店も、いろんなお店とか、大工さんにしたって、それからもちろんリフォームする方についてもそういうふうな還元をしているということでございますから、ぜひこの制度は全ての人を対象というんじゃなくて町の財政の許す範囲内でその制度を拡充できないものかなということで、最後の質問をお願いしたいと思います。

以上です。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員の再々質問、75歳以上の高齢者の足は、具体的にはどのように確保

するんかというご質問でございますが、全て行政が足がない方、交通弱者に対応することは難しい部分がございます。

ただ、自動車の免許の自主返納なんかで、その免許を提出することで割引があるとか、私も全部は捉えておりませんけども、いろんな形でそういう割引制度があつたりするのではないかとは思ってます。

どちらにしましても、具体的に、先ほども言いました弱者がふえてくるわけでございますので、福祉タクシーなんかの制度をある程度構築していかなければいけない時期かなとは考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

建設課長（島田 和博）

再々質問に関しまして答弁を申し上げますが、先ほど申したのは、指名願を出されておる業者さんでも、その指名願を出された小規模の工務店でも、その工務店の下には左官さんなり、大工さんなり、いろいろな方がおられるわけです。

今、議員さんがその質問の中にあつたのは、全てそこに随意契約以下、中間が入らないというお話もあつたのではないかと思います。再質問の中の答弁でもお話ししたように、それだけの町内に需要があるんであれば全体が回っていくんですが、公的な部分の中で今申し上げた中は、指名願を出していただいた中の方の中で、ランクをいろいろ数点なり点数の評価をさせていただきながら細かに発注をしている段階で、先ほど申しましたように、全ての方が全て受注するという件数の内容では今現在ございませんからなかなか成り立たないというお話をさせていただきました。

それと、住宅リフォーム関係じゃなしに、まず私が申し上げたかったのは、耐震の補助の内容を拡充したから、まずはリフォームじゃなしに耐震の制度を町としてやっぱり推進、促進していく立場に立った中でそれをまず推進する。そして、福祉関係での制度もありますので、そういう活用をもうちょっと我々も推進をしながら、全体の多度津町の安全と、それを保てたらなというような感じで申し上げました。ひとつ、よろしくお願いいたします。

住民課長（神原 宏一）

子育て支援策のその拡充の見通しというか、このことについては、住民課だけで答えられる問題でもなく、町執行部の中で検討し、分析検討した中で結論を出していく問題だと思いますので、今のこの段階で拡充の見通しについて答えることはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

議長（門 瀧雄）

これをもって 11 番尾崎議員さんの質問は終わります。

次に 5 番、隅岡美子君

議員（隅岡 美子）

5 番、隅岡美子でございます。

通告に従いまして、順次一般質問をいたします。

1 点目は、発達障がい児の教育支援についてであります。

発達障がい者が社会に認知される以前、発達障がい者は自分勝手、空気が読めない、変わり者、勉強が苦手ということで片付けられていました。しかし、近年発達障がいという障があり、周囲になじめない、対人関係のトラブルが多いのも障がいによるものと認識されるようになりました。子どもたちが、今後の対人関係も含め環境に適応していくためには、小学 3 年、4 年生頃が重要時期だと言われてしています。

幼稚園から小学校の低学年まで集団に馴染めない子どもたちは、小学校 3 年、4 年生頃になると周囲の無理解から学校では空気が読めない、自分勝手などと言われることもあり、いじめや孤立、行き渋りといった状況が始まると言われています。

また、家庭では、親の無理解による体罰、育児放棄などが表面化するケースもあると言われてしています。発達障がいに気づかなかつたり、無理解な場合先生の教え方がまずいとか親のしつけができていないとか、また、子育てに原因がある、愛情が不足しているといったような誤解が生まれます。子どもたちは頑張っても頑張ってもできない事、わからない事、困っている事があります。

誰からも理解されないだけでなく、何の手助けもなければ自信を失い、強い孤独感にさいなまれてしまいます。逆に周囲の人が、理解をし自信を持たせることにより障がいそのもの全ては改善されなくても、周囲の援助で成長していくことができます。子どもたちが一番困っているという事実を理解しておく必要があります。

そして、援助が必要な子どもたちを取り巻く他の子どもたちにも、できる限り穏やかで質の高い教育環境にしていくことが行政に与えられた責務だと思います。

そこでお尋ねをいたします。

多度津町における、現在の特別支援教育の現状と取り組み、そして課題についてよろしくお願いいたします。

2 点目は、政策決定の場に女性の登用をについてであります。

男女共同参画社会の実現をといわれております現代において、様々な決定権を持つことが多いのは、圧倒的に男性であります。たとえば、何々の長と長の付く役職などに男性が多いことは、私も日頃より強く感じております。

女性は、直感力に優れ、物事を冷静に見極め善悪がはっきりしております。

こういった長所を活かし、もっと政策決定の場に女性を登用していかなければ

なりません。

県内において既に実施をしていると聞いておりますが、女性の様々な意見を吸い上げ行政に反映させていきます。幼稚園PTA、小学校PTA、中学校PTA、様々なボランティアグループの女性委員、また、一般から募集もいいのではないのでしょうか。

女性会議、これは仮の名前であります。また、女性議会、そこでいろいろな情報の共有をはかり、多度津町の情報を発信していきたいと考えます。

町のお考えをお聞かせ下さい。以上です。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡美子議員の、政策決定の場に女性の登用をについてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

先日、国内では、柔道の指導者に女性が少ないことが問題になりましたが、世界に目を向けますと、女性初の首相や大統領が徐々に誕生してきております。政治の世界だけが、男女共同参画のバロメーターというわけではありませんが、社会の方向性を決める場面で、世の中の半分以上を占める女性の意見が反映されることは、極めて重要なことであると考えております。

そのような中、多度津町では平成22年11月から平成27年度までの6年間を計画期間といたしました、たどつ男女共同参画プランを策定し、男性6名、女性7名の多度津町男女共同参画推進会議が設置されました。

男女共同参画基本法には、目指すべき社会として、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、文化的、利益を享受することができ、かつ、共に責任を担い合うべき社会とあります。

たどつ男女共同参画プランの中にも施策、方針決定過程への女性の参画の拡大が指摘されておりますが、議員ご指摘の政策決定の場に女性の登用をにつくましては、私の施政方針の中で住民参画、住民協働のまちづくりにございます、行政パートナーとしてのまちづくり委員会を設立していく中で、女性の方の参画についても当然検討してまいります。

さらに、まんのう町では、同計画の策定以降、毎年1回女性議会を開催しておりますが、本町でも、不在であった多度津町男女共同参画推進本部の会長が設置でき次第、新たな取り組みを開始していきたいと考えております。

町行政から独立して、女性だからできる、女性しかできない能力を活かして、ご提言をいただきながら、行政運営に効果を上げていく事が重要だと考えております。

今後は情熱をもった女性の方に、少しでも多く参画していただけますよう、今まで以上に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申

し上げ、その他のご質問に対しましては、教育長をはじめ、各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の、発達障がい児の教育支援についての質問にお答えいたします。特別支援教育については、障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものとして、平成 19 年度より本格実施されております。すなわち、従来の特殊教育から特別支援教育へと転換され、これまでの特殊教育の対象に加えて、発達障害者支援法に定義される LD、ADHD、高機能自閉症等も対象となり、教育的支援が求められるようになりました。

発達障がいのある子どもは、議員ご指摘の通り言葉の発達の遅れや対人関係、社会性、いわゆるコミュニケーションの障がい、パターン化した行動、こだわり、興味、関心のかたより、不注意、多動、多弁性、衝動性、読む、書く、計算する、推論するなど特定の分野に著しい困難を示す等、困難さが多種多様で多岐にわたるだけでなく、周りから見て本人がどういうところで困っているのかが理解されにくい障がいとも言われています。

しかし、困難な側面がある一方で、優れた能力が発揮されることも多々あり、早期からの気づきや適切なサポート、そして何より発達障がいに対する私たち一人ひとりの正しい理解により、社会の中で持てる力を発揮しながら自立していくことが可能となります。

支援にあたっては、関係するものが共通理解、認識のもとに、乳幼児期の早期から成人以降も一貫した支援を行なうことが何より重要であるため、本町においては、本年度より多度津町特別支援連絡会を設置し、教育課と福祉保健課が連携するだけでなく、保育所、幼稚園、小学校、中学校も一緒になって支援の在り方の検討や広報啓発、研修を行うなど、体制づくりに努めているところであります。

また、幼稚園、小中学校においては、各園校で中心になって活動してもらうべく、特別支援教育コーディネータを指名し、各園校における支援体制の構築、確立を目指しております。

なお、各園校の支援体制の一層の充実を図るため、本年度は特別支援教育支援員を 9 名配置するとともに、本年度限りではありますが、香川県緊急雇用創出基金を活用した、発達障がい児等支援員を 14 名配置いたしました。来年度につきましては、15 名の特別支援教育支援員の配置を計画しており、支援員の適正配置の充実を今後も図って参る予定であります。

特に、義務教育課程にあつては、障がい種に応じた特別支援学級を設置するだけでなく、特別支援学級担任を校内で弾力的に活用したり、通常の学級に在籍する比較的障がいの程度の軽い子どもへの特別な指導を行う、通級指導教室を平成 23 年度より開設したりする等、共生社会の形成に向けた教育システム構築のために、県教育委員会とも連携しながら多様で柔軟な学びの場を提供できるよう、特別支援教育の充実を図っているところです。

今後も、専門的な知識を有する機関や人材を有効に活用する機会を増やし、本町の特別支援にかかる職員全体の専門性の向上を図るとともに、広報啓発を継続的に行い、早期からの気づきと適切なサポート、そして、私たち一人一人の正しい理解を一層促進していく必要があると考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげ、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、各担当課長からありましたが、隅岡議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（隅岡 美子）

発達障がい児の教育支援についてのご説明、ご答弁、丁寧に本当にありがとうございました。

そして、一つ要望があるんですが、やはり就学前就学後通して、それぞれの子供達に応じた支援が継続的にね行えるよう、役場内の関係部局と連絡を密にして、情報の共有も図っていただき、連絡組織の設置とか保健師を一人教育課にね、学校の教育課に配置するなど、これは私の要望です、大胆な改革についてはどのように思われますか。

あと一つは、政策決定場に女性の登用をというところでは、町長の本当に前向きなご答弁、ありがとうございました。まず、女性の目線で取り組んでいくというご答弁でありまして、本当に心強い限りでした。これも要望なんですけども、是非防災会議で、立ち上げているとは思いますが、そういった防災会議の場にも是非女性ならではの目線を大いに生かして、色んな事がありますので女性ならではの解らない事とか、そういった事を十分に發揮して頂き、多くの女性の皆様を政策決定の場に登用をして頂き、多度津町の情報を全国に発信をして頂きたらなと思います。

最初のご答弁をお願いします。

2 番目のが要望で、1 番が答弁を求めます。

教育長（田尾 勝）

隅岡議員の再質問についての、答弁をいたしたいと思います。

答弁の中にもお話しをさせて頂いたんですけども、特別支援教育において最も大事な事は、小さい時から学校に至るまでの縦の連携と、そして横の広がり

というのですかね、そういうのをしっかり持って子供の対応を継続的に行って行くという事が大切だと考えています。

これも申しました通りなんですけども、特別支援の会を開いて、そういう会の中に、先ほど申しました医師を派遣したりとか、或いは大学の先生において頂いて研修したりとか、そういう事を丁寧に行っていこうと考えております。

また、学校に配置されております特別支援については、特別支援に係るしっかりしたものの考え方いうのを、教育課が中心になってなんですけども、研修会を開いて、それも共通理解を図りながら、個々の子供の支援に当たって行くという事で、研修会を昨年度から行っておりますので、本年度も引き続いて丁寧に行っていくたいなと思っております。

どうぞ、よろしくお願いします。

議長（門 瀧雄）

これをもって、5 番隅岡美子議員さんの質問を終わります。

次に 9 番、村井勉君。

議員（村井 勉）

9 番、村井勉です。2 点ほどお伺いたします。

まず最初に、アレルギー対策について。

昨年 12 月 20 日東京都調布市立富士見台小学校で、5 年生の女子生徒が給食を食べた後に死亡したとの記事がありました。

女子生徒には乳製品アレルギーがあり、チーズ入りのチヂミを食べた後に体調不良を訴えました。学校側は女子生徒のアレルギーを把握しており、女子生徒には 1 回目にチーズを抜いたチヂミを出しましたが、おかわりを提供する際、誤って通常のチーズ入りのチヂミを提供したため、女子生徒は食後に気分が悪くなり、病院に搬送されたものの、約 3 時間後に死亡するという痛ましい事故となってしまいました。

先日の全員協議会で、多度津町でも既に学校給食でアレルギー対応食の提供を実施していると聞きましたが、保護者の方には、これについてどのように周知しているのでしょうか。

また、東日本大震災時にも、避難先にアレルギーを持つ児童がおり、自治体が非常食の対応に苦慮したとの報道も寄せられています。今後、東南海、南海地震の発生の可能性が高まっている中、多度津町では非常食についてアレルギー対応食をどの程度準備しているのでしょうか。

次に高潮対策についてお聞きします。

町長の施政方針の重点施策の中に災害に強いまちづくりがありますが、今年の 6 月議会でも質問しましたが、平成 16 年の台風 16 号で香川県では各地で高潮が発生し甚大な被害を受けました。

そのため、県では高潮対策事業として、海岸線の県の管理施設には防潮堤を設置し、平成 23 年 3 月末には多度津町の県管理地はすべて完成しております。しかしながら、私有地は未だ手つかず状態で、防潮堤の役割を完全に果たしているとは言えません。前回の質問に対する町からの回答で、私有地に関しては所有者と話し合いを進めていくとの回答をいただいておりますが、その後の進捗状況や、今後の対応プロセスについて具体的に回答をお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

村井勉議員ご質問のうち、高潮対策についてお答えしてまいります。議員ご指摘の通り、多度津港の陸地部での公共護岸のうち、県管理部分は完了しておりますが、町管理護岸では、最終施行区間として川田工業付近の護岸部分が残っており、平成 25 年度で完了予定となっております。その後、島しょ部等の護岸整備が続きますが、県としては、まず公共護岸整備終了後でないと、民間護岸の工事費等の助成制度の検討が出来ないということで、現段階では助成がありません。来年以降で、民間護岸の早期着手に向けて県と推進活動に入り、工事費等助成制度等、早期対策を促す手法について、更なる協議を求めてまいります。ご理解を賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問に対しましては、教育長及び担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

教育長（田尾 勝）

村井勉議員の、アレルギー対策についてのご質問にお答えいたします。生活が豊かになり、食生活も同様に豊かになっている中で、食物アレルギーを持つ子どもの数が、学童期では 50 人に一人とも言われ、社会問題ともなっております。多度津町の学校給食においても、さまざまな原因による食物アレルギーを持つ子どもが見られているのが現状です。食品によってはアナフィラキシーショックを発生し、命にかかわることもあるのはご承知のとおりで、この重篤度から、多度津町学校給食共同調理場、給食センターですにおいては、幼稚園や小学校の入園、入学時に食物アレルギーの有無等の調査を通じて、集団生活で切実な問題である給食対応について、アレルギーの原因となる食物を除いた除去食を現在実施しているところであります。この除去食等特別な給食を行う必要がある場合には、保護者に専門医やかかりつけ医師による診断書や指示書を提出いただくことで、安心、安全な給食が提供できるよう配慮しているところです。また学校においては、アレルギーの有無等を記した個別の、子ども一人ひとりの学校生活管理票等、アレルギー疾患用等の管理票があるんですけれども、を作成、管理し、学級担任と情報を共有しながら、事故の無いように努めると共

に注意を重ねております。

実施の手順につきましては、年度当初に、給食センターより、学校、園を通じて保護者に給食アレルギー対応給食、いわゆる除去食の実施希望をお聞きしております。学校は、希望者の名簿を作成し、給食センターへ提出し、給食センターはその希望者へ毎月、食物アレルギー対応食希望表、食材名が記載されている詳しい献立表、その食品成分表を送付し、保護者は成分を確認した上で、食物アレルギー対応食希望表を給食センターへ提出します。それを確認して、給食センターは学校、園を通じて、食物アレルギー対応食実施の有無について回答するという手順で進めております。

それに基づいて、調理員が細心の注意を払って可能な限りの除去食対応をしているところであります。

現在は、幼稚園 1 件、小学校 8 件、中学校 1 件の計 10 件を実施しております。また、除去する食品については、卵や牛乳及び乳製品、ピーナッツやアーモンド等の種や実の類など、多種に及んだ対応となっています。牛乳アレルギーの子どもにはお茶パックで代用したりしているのが現状であります。

なお、複数の食材がアレルギーの原因となっている子供もいるという事でございます。

さらに、アレルギー対応給食については、学年、クラス名、氏名等を記入した個別の耐熱密閉容器に入れ、決して取り間違えて誤食することの無いよう、取扱いには万全の注意を払っているところであります。

今後も食の自己管理能力、望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせることができるよう、食に関する指導の充実を図ってまいります。その際、学級、学校、保護者、給食センターが食物アレルギーに対する対策について、正しい理解を持ち、常にその共通理解を図りながら、事故防止に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

総務課長（石原 光弘）

村井勉議員のご質問のうち非常食のアレルギー対応食についてお答えいたします。

現在、非常食として、主食である乾燥米 500 食、調整粉乳 2.6kg、レトルト食品 400 食、2ℓの飲料水 120 本を備蓄しております。

主食の備蓄については、小麦アレルギーに対応して、これまでの乾パン中心から、アルファ米中心に変更しております。

しかし、アレルギーについては小麦の他に、大豆や卵、肉、牛乳等、様々なアレルギーがあり、その症状も違うことがありますので、全てのアレルギーに対応して備蓄するのは非常に困難と思われます。また、その支給に当たっても誤

りがあれば人命に係ることもあると想定されますので、原則はご家庭での備蓄をお願いしたいと考えております。

しかし、議員がご心配されるとおり、アレルギーをお持ちの方たちの自助だけではなく、町で何らかの対応がとれるかどうかは課題と認識しております。

今後、関係団体等の意見を聞きながら、備蓄計画を検討して参りたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ答弁いたします。

議長（門 瀧雄）

以上で、村井勉議員の一般質問に対する答弁は町長、教育長、担当課長からありましたが、村井勉議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（村井 勉）

実はですね、私の孫がアレルギー対象の子なんです。この間、全員協議会で除去食という事で、孫にちょっとお前海老が入っているのは抜いてくれてくれとんかと聞いたら、いや、私は食べよらんのやと、他の分で量をようけくれよんや、だから、除去食ではないんだなと思ってですね、ちょっと聞いたんですけど、その辺はまた、うちの嫁にもちょっと聞いたら、周知の時にあんまりはつきり解らなかったという事なんで、要望として保護者との周知の時には、徹底した対応をお願いしたいと思います。

それとですね、高潮なんですけど県と所有者との話し合いを十分して頂きまして、早急に対応をお願いいたします。

要望です。ありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

要望だけでいいんですね。

これをもって、9 番村井勉議員さんの質問を終わります。

次に 4 番、村井保夫君

議員（村井 保夫）

4 番村井保夫、大枠で 3 項目について質問いたします。

1 番目として、資源ごみの持ち去り禁止条例について。

昨年、平成 23 年 12 月議会でも、資源ごみの持ち去り禁止条例の制定に関する質問をしましたが、その後の検討状況についてお伺いします。

昨年の 12 月議会の答弁では、多度津町の資源ごみの収集は、各自治会に大きく依存収集しており、その収益を全て自治会に分配している。町民の出した資源ごみを持ち去る行為については、町としても大変憂慮しているが、ごみ集積所には、町指定の場所や道路脇、空き地等、色々な場所があり、盗難の立証が困難な場合もあるので、条例を制定して対応するのは難しい。

香川県下でも条例を制定している市町は、高松市、丸亀市が資源ごみ持ち去り防止要綱を制定して運用を行い、市民への周知や資源ごみを持ち去る人への注

意喚起を行っているというのが現状である。

町としては、今後も持ち去りを行うものに対し、注意や指導を行うためにも、資源ごみ持ち去り防止要綱の制定に向けて検討したいとのことでありました。自治体が資源ごみを回収して、その再使用、再生利用を行うことは、循環型社会の形成という国の大きな政策に適合するものであり、自治体のごみの収集拠点集積所を設けて、資源ごみを回収し、リサイクル業者に販売して、一定の収益を挙げるという取り組みは全国的に行われている。

しかし近年、古紙などの価格高騰等を背景として、自治体やその指定業者以外の者が、この資源ごみを無断で持ち去り自治体に損失を与えていると言う事が問題になっている。

そのような中、全国的に資源ごみ持ち去り禁止条例を制定する自治体が増えてきており、県内でも丸亀市が、この3月議会で条例案を提出するという話を聞いています。

そこで、町内における資源ごみの持ち去りの現状はどのようになっているのか。また、町は資源ごみ持ち去り禁止条例の制定について、どのようにお考えなのか改めて伺います。

2番目ですが、耕作放棄地対策としての定住促進について。

昨年の9月議会で、香川県移住、交流推進協議会に本町も参加してはいかがかとの小川議員の質問に対して、参加したいと答弁がありました。

この協議会を、耕作放棄地対策としても活用していただきたくお伺いいたします。

この協議会は、香川県内各地域の活性化を図ることを目的として、県及び県内の各市町が連携、協力して、大都市圏等の県外から香川県内への移住、交流を効果的に促進する事業を実施するために、平成22年3月に設立された組織であります。

今年度からは、県の東京事務所に、移住、コーディネーターを配置しているとのことであります。都会に住んでいる若者で、田舎暮らしにあこがれている者はたくさんおり、実際に都会から田舎に移り住んだ事例も多々あると聞いております。そういう若者に、多度津町の良さを積極的にPRして、白方地区で農業に従事してもらえればいいのではないかと考えております。

私は、常々、耕作放棄地対策の重要性について訴えているが、そう簡単に進まないことは、重々承知しております。

また町においても、オリーブやイチジクの栽培、農地の集積化など、積極的に取り組んでいることもわかっております。

しかし、小さな事かもしれませんが、この協議会を活用する事による可能性に取り組んで行けたらよいと思います。また、多度津町には空き家バンク制度も

あります。この制度の活用策にもなるのではないかと思います。

そこで、質問です。

香川県移住交流協議会の取り組みを通じて、田舎暮らしにあこがれている若者を、多度津町に呼び込むことについて、どのようにお考えなのか。

2 つ目として、また、香川県内で協議会の取り組みなどによって、都会から農業をするために移住した事例などがあればお伺いいたします。

3 つ目として、併せて、この協議会への今後の取り組みの内容がございましたらご紹介をお願いいたします。

3 番目として、メガソーラー発電用地の農薬使用について。

今、農業では食の安全性が求められています。食品に対して消費者が求める安全、信頼を維持するためには、産地での生産管理、出荷前の自主検査、農薬の使用基準、回数など、ポジティブリスト制度に対応したリスク管理が重要となってきました。

このポジティブ制度とは、基準が設定されていない農薬等が、一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止するとあり、これからの農業は農産物中の使用農薬、残留農薬に関する規制の中で農産物の生産を進めていかなければなりません。

そこで質問をします。

多度津山開発跡地でのメガソーラー発電の工事が完成間じかとなっていますが、完成後の草木の管理について、また、表面のパネル表面の洗浄に使用する洗剤等に付いて、どのような方法で行っていくのか。長きに渡って規制外の農薬、洗剤の使用を許すと排水路からため池に入り水が汚染され、農薬の使用基準、残留農薬問題が起こってきます。そこで、これからの管理方法をお知らせください。

2 つ目として、北側下には法面と管理道、ため池があります。この法面、管理道の草刈、また水路の掃除について、今後の管理の方法もお聞きします。

以上で質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員の、耕作放棄地対策としての定住促進についてに対して答弁をさせていただきます。

昨年 10 月 1 日、県内外から当町への移住、定住を希望される方の掘り起こしや、大都市圏から香川県への移住、交流を効果的に促進する事業を行うために、香川県の移住、交流推進協議会に加入いたしました。

その協議会の事業といたしまして、10 月 14 日に大阪で開催されました中国、四国もうひとつのふるさと探しフェアに副町長をはじめ、職員が参加いたしました。

来場者は、東京会場では 127 組 167 名、大阪会場では 85 組 111 名で、年齢層と

いたしましては、30 歳代や 65 歳を超えた高齢者層が多かったように感じられたそうです。

ただ、移住を希望される方の問題点としては、やはり、仕事面のことでございます。香川県労働政策課が、丁寧な対応をとっておりましたが、希望の職種と雇用状況との整合性を図ることが、かなり難しい問題でありました。

さて、ご質問の 1 点目、田舎暮らしに憧れている若者を、多度津町に呼び込むことについての考え方でございますが、町を活性化させるためには、若者だけでなく、バランスのとれた年齢層の方々の呼び込みが必要だと考えております。そのためには、様々な方法、全ての機会を使って、多度津町に住んでみたいと思っただけのような情報の発信をしてまいります。

併せて、当該協議会の今後の取組みについてでございますが、平成 25 年度におきましても、東京、大阪で開催される移住交流フェアにそれぞれ参加し、協議会を構成している香川県及び加入市町と共に移住、定住の促進を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、その他のご質問に対しましては、各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いいたします。

産業課長（岡 敦憲）

村井保夫議員のご質問のうち、香川県移住、交流推進協議会の取り組みなどによって、都会から農業をするために移住した事例はないかという事ですが、この協議会の取り組みの事例ではありませんが、2008 年平成 20 年に大阪で開かれた農業フェアで、新規就農者育成事業に県内の市、善通寺市ですが、募集しているのを知った若者 2 人が、2009 年から研修生として市の農地管理公社職員として採用され、農業法人で特産物の栽培を学び、昨年の 4 月から 2 人に 2 ha の農地が貸し出され、独立するとの報道が昨年 3 月にありました。

本町におきましては、昨年、新規就農を希望して、研修、実習は多度津町においてなされましたが、本町においての就農はなされませんでした。

今後とも耕作放棄地再生を含め、県の普及センターや J Aなどと情報を共有しながら、本町での新規就農を目指した人への支援を考えていきたいと思います。村井保夫議員のご質問のうち、協議会の取り組みなどによって、都会から農業をするために移住した事例についてのご質問につきましては、以上のように考えております。

ご理解を賜りますようお願いを申しあげ、答弁とさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

村井保夫議員の、メガソーラー発電用地の農薬使用についてに対して答弁をさせていただきます。

多度津山開発地におけるメガソーラー、いわゆる、大規模太陽光発電所における完成後の農薬使用についてでございますが、除草に関しては、企画提案書の

中に場内には芝生を植生し、伸びすぎた野芝と雑草の除草は、焼却することなく、CO₂ 二酸化炭素排出ゼロで環境維持管理します。雑草は、刈り取り後、場内で完熟度の高い堆肥にして農業に役立てますと書かれており、その点もプロポーザル審査委員会では評価されておりました。また、先日、事業者であります秋山興産に再確認いたしますと、発電所の除草については搭乗式の草刈機か、又は、肩掛け式の刈払機を使用して人力収集した後、堆肥舎へ運搬し、堆肥化する予定ですよとの回答を得ております。

次に、ソーラーパネルの洗浄につきましても、企画提案書の中には太陽光パネルはその汚れの程度をみて、定期的に洗浄します。工事完了後は車両の通行や排水、騒音等に配慮し誠意をもって対応しますと書かれており、同じく再確認いたしますと、ソーラーパネルの洗浄は農業用の動力噴霧器程度の水量で、ブラシを付けて、年2回程度洗浄する予定なので、洗剤や大量の水は使用しませんとの回答でした。

これら2点につきましては、地元の農業従事者の方々にもご説明申し上げているそうですし、北側の管理道や法面なども通常の町有地の管理の方法に則って維持、管理してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

環境課長（中野 弘之）

村井保夫議員の、資源ごみ持ち去り禁止条例についての質問にお答えします。多度津町で収集している資源ごみの内、紙類の収集量は有料の指定袋を導入した平成10年度から急増し、平成14年度から平成19年度までは年間1,000tを超えていましたが、その後は毎年約50tずつ減少し平成23年度は800tになっております。

理由としては、古紙類の高騰による新聞紙等の盗難も原因の一つと考えております。

環境課として対応策を検討し、古紙については資源ごみ収集日前日から出すのではなく、当日の朝に出していただくことを各自治会にお願いすることにしました。

そこで、周知を兼ねて昨年の2月より4ヵ月間、資源ごみ収集前日の夕方に新聞紙と雑誌を収集したところ、古紙を持ち去られる事が減ったように思われます。

また、平成24年4月より高松市、丸亀市について、県下で3番目に資源ごみ持ち去り防止要綱を施行し、住民の方にも啓発してまいりました。

しかしながら、朝出しや倉庫内に保管してある自治会での持ち去りは減少しましたが、未だに前日から出している集積場においては、古紙が持ち去られる事案があるようでございます。

県内では、はじめて丸亀市が本年3月議会にて条例を改正し、資源ごみの持ち去り禁止を明文化する予定だそうです。

要綱と大きく違うところは、持ち去り行為を行った者は、20万円以下の罰金を科すというような罰則があることです。

実際に、罰則を科している県外の市では、人員を増員して対応しているとの事で、費用対効果も考えますと現時点では、多度津町での制定は難しいと思われます。

多度津町としては、条例を制定する前に今一度、要綱のもと各自治会に朝出しの周知徹底をお願いしていき、朝出しの出来ない人の方策を考えてまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で、村井保夫議員の一般質問に対する答弁は町長、各担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（村井 保夫）

多度津町としては、今後ごみ持ち去り条例は考えていないのですか。その資源ごみ、持ち去り禁止条例制定に当たり、大きなネックとなっている事は、町指定場所以外にも資源ごみの集積場所があるという事、そして、また特定の場所から物を持ち去るという事の限定的な条項として盛り込む事、それが可能であれば、本条例は制定できるのではないのでしょうか。そして、その特定場所を設置する費用の捻出として、資源ごみの収益金の一部を考慮すれば、いかがかと思います。現在は全額自治会に配布しているようではありますが、初期費用としてその一部を資源ごみ集積場の制作設置費用に充てるという事も、一つの方法ではないのでしょうか。

そして、2つ目の質問ですが、一つの案ではありますが、町の認定農業者等で2年間、経営のノウハウや技術栽培等を研修し、町内で独立して新規就農する、この研修費用を補助する方法を考えてもらってはいかがかと思います。

そしてもう一つ、今後の課題として、耕作放棄地対策としても、またこれからは県道、町道建設の際に、代替地候補の対策としても、この空き家対策など、また空き家バンク制度が利用できるのではないのでしょうか。いかがでしょう。以上です。

議長（門 瀧雄）

答弁の時間が来たら途中で中止をして、46分が来たらちょっと中止させて下さい。

環境課長（中野 弘之）

村井保夫議員の再質問についてですが、条例化した場合にですね警察等の関

係上、そのへんで対応していくにあたりまして、県外で行っている事例では人員を増員してまでやらなければ、その辺の対応がですね、難しいという事を聞いております。

そのため、費用対効果等を考えますと、なかなか条例に踏み込むのは難しいのではないかなと考えておりますので、今一つ要綱をもう少し住民の方にですね広めまして、防止を行って行きたいと思っておりますので、よろしく理解のほどお願い賜わります。

議長（門 瀧雄）

一般質問の途中ですが、3月11日東日本大震災から2年となります。

ただ今から、2時46分より震災で亡くなられた方の冥福を祈りまして、被災地の復興等を祈念する1分間の黙とうを行いたいと思っておりますので、全員起立をお願いいたします。

（黙とう）

議長（門 瀧雄）

黙とうを終わります。ご協力ありがとうございました。

岡君。

産業課長（岡 敦憲）

村井保夫議員の再質問による、新規就農者への補助についてであります、現在、町単独ではありませんが、研修期間或いは新規就農後という事で、たしか150万だったと思いますけれども補助制度があります。そういったものの活用になるのかと思っております。

ただ、これには年齢制限があって、上限45歳というのが制限はありますが、こういったものを使いながら、推進していきたいなと思っております。

政策企画課長（岡部 登）

耕作放棄地対策としての、定住促進についての中で、空き家バンク、空き家条例を活用してはどうかという再質問でございますが、先日も実家の土地の近くにですね空き家がある。その家について近くで東京の方が農業をしたいと、その空き家について、どなたに相談したらよいかという問い合わせ等がありました。空き家バンク、空き家条例等直接関係は無かったのでございますけれども、政策企画課と致しましても、鋭意そういった事にも積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、それで答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上答弁終わりましたが、質問ありますか。

議員（村井 保夫）

資源ごみ対策についてですけれども、持ち去り条項だけでは、やはり効果的に薄いのではないかと思います。条例を作れば多少なりとも、持ち去り業者に対してでも対策になると思います。

それとですね、今後耕作放棄地問題に対して、今後空き施設、空き農地、放棄地ですね、そういうのを空き家バンク制度と同じように、町の農地、土地改良区の方ででもですね、情報を提供してはどうかと思いますけれども、これは要望であります。以上です。

環境課長（中野 弘之）

村井保夫議員の再再質問について、ご答弁させていただきます。

条例につきましては、丸亀市がこの3月議会で条例を制定するそうなので、丸亀市の動向を見ながら、また近隣市町の動向も見ながら、制定を検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

よろしいですね。

これをもって、4番村井保夫議員さんの質問を終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会をいたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時49分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 25 年 3 月 11 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記